

近畿大学法科大学院構想

法学部ロースクール構想委員会

目次

- 1 司法制度改革の基本的視点
- 2 法曹養成制度と大学の使命
 - 2.1 法曹の量的・質的基盤整備
 - 2.2 「点」偏重から「プロセス」重視の法曹養成
 - 2.3 大学の教育理念と法曹養成
 - 2.4 法科大学院制度設計上の検討課題
- 3 近畿大学法科大学院の基本理念
 - 3.1 近畿大学法科大学院の設置理念
 - (1) 教学の精神の尊重
 - (2) 実学重視の伝統を生かした法学教育
 - (3) 法学部における法曹養成教育の資産の活用
 - (4) 地域社会との連携
 - (5) 多様性の重視とグローバルな視座
 - 3.2 近畿大学法科大学院が目指すもの——「グローバルな視座を持った、まちな臨床法律家」の養成
 - (1) 地域社会とともにある「まちな臨床法律家」
 - (2) 「実学としての法学」を通じての地域産業への貢献——近隣企業との連携による法学教育と法的支援のリンク
 - (3) 「グローバルで、多角的な視座」を持った法律家を
- 4 近畿大学法科大学院の基本的枠組
 - 4.1 修業年限
 - 4.2 教育内容・方法
 - (1) 教育内容
 - (2) 教育方法
 - 4.3 入学者選抜
 - (1) 基本的枠組
 - (2) 出願資格
 - (3) 入学試験
 - (4) 入学定員
 - 4.4 教員組織
 - 4.5 奨学金制度等
 - 4.6 財政問題
 - 4.7 その他

付録A 科目一覧

A-1 種類別科目一覧

- | | |
|----------|----------|
| (1) 導入科目 | (2) 基幹科目 |
| (3) 発展科目 | (4) 実務科目 |
| (5) 学際科目 | |

A-2 学年別科目一覧

- | | |
|---------|---------|
| (1) 1年生 | (2) 2年生 |
| (3) 3年生 | |

付録B 基礎法関連科目カリキュラムの概要

B-1 法科大学院における基礎法学の役割

B-2 基礎法関連科目一覧

B-3 学年配当の基本的指向

B-4 科目内容

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 1学年配当科目 | (2) 2学年配当科目 |
| (3) 3学年配当科目 | |

付録C 憲法・行政法関連科目カリキュラムの概要

C-1 法科大学院における憲法・行政法教育の役割

C-2 憲法・行政法関連科目一覧

C-3 学年配当の基本的指向

C-4 科目内容

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 1学年配当科目 | (2) 2学年配当科目 |
| (3) 3学年配当科目 | |

付録D 民事法関連科目カリキュラムの概要

D-1 法科大学院における民事法教育の役割

- | | |
|----------|----------|
| (1) 地域住民 | (2) 中小企業 |
| (3) 国際化 | |

D-2 民事法科目一覧

D-3 科目内容

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 1学年配当科目 | (2) 2学年配当科目 |
| (3) 3学年配当科目 | |

付録E 刑事法関連科目カリキュラムの概要

E-1 法科大学院理念と刑事法教育の課題

- | | |
|----------|---------|
| (1) 地域特化 | (2) 国際化 |
|----------|---------|

E-2 刑事法科目一覧

E-3 学年配当の基本的指向

E-4 科目内容

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 1学年配当科目 | (2) 2学年配当科目 |
| (3) 3学年配当科目 | |

付録F 学際科目

F-1 学際科目の位置づけ

F-2 学際科目の教育内容

1 司法制度改革の基本的視点

社会が複雑多様化し、国際化と規制緩和の時代を迎え、行政をはじめ社会が事前規制型から事後チェック型に移行するなど社会構造の変化に伴い、紛争の多発が予想される昨今、迅速な紛争解決がグローバルゼーションの中で不可欠となる。従って、このような救済型・事後監視型社会へ移行しつつある今日、¹⁾透明なルールと自己責任の理念に則った司法機能の充実は、これまでのような行政の不透明な事前規制を廃し、「法の支配」の理念をより徹底する上で緊要の課題と言わなければならない（司法機能の充実は国際社会での信頼を得るための国家的な基本的インフラである）という声が各界から沸き起こって来た。

まず、制度を担う、制度を活かす人的基盤はどうか。昭和39（1964）年の臨時司法制度調査会意見書（臨司意見書）は、法曹一元制導入の前提条件として、弁護士の大都市への偏在や弁護士間の質の格差の解消とともに、裁判官の給源となるためのすぐれた法曹を確保するための法曹人口の飛躍的増大を指摘しているが、しかし、わが国の法曹人口は、諸外国に比べ非常に少なく、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者の人口は、アメリカが約96万8,000人、イギリス約8万3,000人、ドイツ約11万1,000人、フランス約3万6,000人に対し日本は約2万人と非常に少ない。とりわけ裁判官の数が極めて少ない。そのため、裁判の長期化を招いている。とくに東京・大阪などの大都市圏の裁判官不足は極めて深刻で、大都市地裁民事担当の裁判官は年間250件前後を担当し、裁判（事件処理）に忙殺されている。

次に、このような法曹人口の量的問題に加えて、質的問題はどうか。「判例や通説を能率よく覚え込むことに専心する、平均的な司法試験受験者像

をみると、人間に対する洞察力やこれからの社会がいかにあるべきかを考える教養と思考能力が十分備わっているかどうか、疑問をもつことがある」(伊藤真教授談)との指摘にみられるように、法曹人口の量的拡大に伴う質的向上については、とりわけ知的財産権の分野をはじめとする専門性の高い分野についての(とくに国際紛争の多発に備えて)素養を十分備えた裁判官の育成・増強について強く望まれている。

政府もここに至り、司法改革を積極的に検討し始め、平成7(1995)年に法曹養成制度等改革協議会が、意見書の中で、司法の機能を充実し、国民の法的ニーズに応えるため、法曹人口を増加させる必要を訴え、平成9年に行政改革会議が、その最終報告の中で、法の支配の拡充発展を図るための積極的措置を講ずる必要性を強調した。平成10年には、大学審議会がその答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について——競争的環境の中で個性が輝く大学——」の中で、法科大学院(ロースクール)構想の検討を示唆した。政府が司法改革に本腰を入れ始めたのは、平成11年になってからである。すなわち、21世紀に向けて、その司法のあるべき姿を語り合い、基盤整備のために必要な施策を検討する司法制度改革審議会設置法を成立させ、13人の委員よりなる審議会の第1回会合を平成11年7月に開催し、2年以内(平成13年6月12日予定)に答申(意見書)を得る運びである。審議会では、①迅速な裁判や法曹人口(裁判官)の増員など国民がより利用しやすい司法の実現、②陪審制度や参審制度など国民の司法への関与(参加)、③法曹一元をはじめとする法曹の在り方とその機能の充実強化、④現行司法試験の在り方や法科大学院いわゆるロースクール構想などの法曹養成制度の改革など、司法改革全般についてさまざまな角度から議論され、今般の司法制度改革を、政治改革・行政改革・地方分権推進・規制緩和をはじめとする経済構造改革などの一連の改革を「法の支配」の下に有機的に結び合わせるための「最後のかなめ」と位置づけ、人的基盤(の拡

充)・制度的基盤(の整備)・国民的基盤(の確立)という改革の三本柱をキーワードに、第一に、国民と司法とをつなぐ人的基盤(法曹)の拡充・強化を図ること、第二に、国民に分かりやすく利用しやすい司法を構築すること、第三に、司法をして統治主体たる国民の確かな基盤の上に立たしめることを目指すものでなければならない、としている中間報告が平成12年11月に提出されたところである。

中間報告は、21世紀の司法を担う質・量ともに豊かな法曹を育成し、司法の人的基盤を確立するため、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院(仮称)(以下「法科大学院」)を中核とし法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべきであり、法科大学院は、司法試験・司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関(専門大学院)として、公平性、開放性、多様性を旨とし、理論的教育と実務的教育の架橋を図るものであり、計画的に、しかもできるだけ早期に年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指すとしている。このような養成過程を経た法曹が、「国民の社会生活上の医師」として、広く様々な分野においても活躍することが期待される、と提言する。

このような法科大学院構想は、前掲「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の具体的改善方策のポイントの一つとして提示した課題探求能力の育成——教育研究の質の向上——および高度専門職業人の養成に特化した専門大学院の設置促進とくに、法律実務分野について、大学院の修了と資格制度との関係では、法曹養成のための専門教育の課程を修了した者に法曹への道が円滑に開ける仕組みについて広く関係者の間で検討していく必要がある、との提言に後押しされたものでもある。

審議会は、平成11年12月の「司法制度改革に向けて——論点整理——」において、「21世紀の司法を支えるのにふさわしい資質と能力(倫理面を含

む)を備えた法曹をどのようにして養成するか」という法曹養成制度の在り方に関し、「課題は、大学(大学院を含む)における法学教育の役割、司法試験制度、司法修習制度、法曹の継続教育の在り方等を中心に、総合的・体系的に検討されなければならない」とし、各大学はじめ諸機関による「法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールとしての『法科大学院』の設置構想は、新たな法曹養成制度の核となるものとして、有力な方策」であると位置づけ、同審議会は、平成12年11月に公表した中間報告でも、「3. 人的基盤の拡充」の「①法曹の質と量の拡充」で「ア 新たな法曹養成制度の構築」を重要な施策として掲げ、「法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けることが必要かつ有効であると考え」と述べている。

2 法曹養成制度と大学の使命

それでは、なぜ、このように構想されている大学院が「法曹養成に特化した教育を行う専門大学院(プロフェッショナル・スクール)」なのか、次の三つの視点から検討してみる。

2.1 法曹の量的・質的基盤整備

まず第一に、司法が21世紀のわが国社会において期待される役割を十分に果たすための人的基盤の確立のためには、法曹の量的・質的基盤整備が必要であるが、法科大学院構想は、質のよい法曹教育を、しかも大量に行うことができる可能性があるという点で最適と言えよう。

わが国の法曹人口は、先進諸国との比較において、その総数および司法試験、司法修習を経て誕生する新規参入者のいずれにおいても極めて少ない状況にあり、とりわけ裁判官の数が少ない(詳細は、石田榮仁郎「法曹

のあり方（問題提起）」近畿大学法学47巻3・4号，平成12年3月参照）。臨時司法制度調査会意見書（臨司意見書）の出た昭和39（1964）年に司法試験合格者数が戦後はじめて500人を超えたが，その後25年ほど暫く500人前後が続き，平成11（1999）年になってはじめて合格者が1,000人に達した。人的基盤整備の最たる，法曹人口の増大のファースト・ステップたる司法試験の合格者を倍増するのに，臨司意見書の年から数えて実に35年もかかっている有様である。審議会が，法曹人口の大幅な増加を図る必要性をことさら強調するのも，このような背景によるものと考えられる。

このような量的問題に加えて，質的問題はどうか。平均的な司法試験受験者像については，前述のとおりであるが，中間報告は，「21世紀の司法を担う法曹に必要な資質」として，豊かな人間性や感受性，幅広い教養と専門的知識，柔軟な思考力，説得・交渉の能力等と，この基本的資質に加えて，社会や人間関係に対する洞察力，人権感覚，先端的法分野の知見，外国法の知見，国際的視野，語学力等を挙げている。あるべき21世紀法曹の資質に関しては，今日一様に指摘されているところであるが，特に基本的資質教育は学校教育そのものが担うべき任務であると考ええる。

2.2 「点」偏重から「プロセス」重視の法曹養成

第二に，法曹養成におけるプロセス教育の重視に対応することである。審議会は，「司法試験を含む法曹資格付与の在り方も，法科大学院における教育に適切に対応したものとし，プロセスを重視した法曹養成制度としての一貫性の確保」が必要であるとしている。

現行の司法試験は，「開かれた制度」としての意義は有しているものの，合格者数の漸増にもかかわらず依然として厳しい受験競争状態にあり，受験者の受験技術優先の傾向がいよいよ顕著となり，このような競争激化が「ダブルスクール化」や「大学離れ」を引き起こしていると言われている。

また、これ以上の合格者数増をその質を維持しつつ図ることには大きな困難が伴い、試験の内容や方法を改善したくらいでは問題克服にはならないという限界状態に達している。

このような理由から、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備することが緊要かつ早急の課題として登場し、かくして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールとしての法科大学院を設けることの必要性がうかがえるのである。

2.3 大学の教育理念と法曹養成

第三に、法科大学院構想は、各大学のそれぞれの建学精神に基づく教育理念に基づいて法曹養成教育を行うことができることである。これまでの法曹養成は、個別大学の教育理念との関係が考慮されていなかったように思われる。「金太郎貽的法曹養成」と皮肉られても、正面から反対できる状況ではなかったと思われる。これでは、ワンパターンの法曹が養成されるだけである。21世紀の世界の法曹（法曹のグローバル化）に伍して行くには、様々な世界観や価値観を持った者が法曹となることが必要であり、そのためには多様な教育理念の下で法曹養成教育を行う必要がある。

また、大学にとって、とくに私立大学においては、その建学精神に基づく教育理念に基づいての教育を行ってこそ存立の意義があるのであるから、もしかりに、ワンパターンの法曹養成に参画するだけであれば、意味のないことである。これでは、大学は場所を貸すだけにすぎないことになりかねない。この結果、法科大学院立ち上げは、単に大学の格付けのため、生き残りのためと酷評されてもやむを得ない（伊藤進「法科大学院構想の現況と課題」）。このようなことのないように、各大学の独自性、特色を遺

憾なく發揮しなければならない。公平性、開放性、多様性の三つのキーワードの真の意味するところは、まさにここにありと言えよう。

また、大学がプロフェッショナル・スクールとしての法科大学院、すなわち専門職業人養成に取り組むということは、その分野の専門職業人が担う社会的責任（の一端）をも担うことでもある。この意味でも、大学の果たす使命たるや極めて大と言わなければならない。

2.4 法科大学院制度設計上の検討課題

「法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールとしての法科大学院」と一口に言っても、制度設計上の課題は数多くある。まず第一に、何と言っても、大事なことは、その教育内容や修了者の水準の確保である。量的・質的基盤整備をキャッチフレーズに設置する法科大学院であるからには、量的拡大に伴う質的向上も維持されなければならない。専門大学院である以上、専門職業人養成に特化した大学院として、国際的にも十分評価されるに足る修了者を実務界に送り出すに相応しい出口教育として、高度の実務経験を積んだ教育を含む実践的職業教育に使命感をもった教員組織が充実していなければならない。それは、法科大学院設置時だけでなく、文部省が平成12（2000）年9月29日に提出した「法科大学院（仮称）構想に関する検討会議のまとめ」および審議会中間報告にもみられるように、さらに継続的に、教育内容や修了認定の水準を確保すべく、第三者評価、外部評価が義務づけられている。

第二は、第一と前後する入り口の問題である。他大学法学部や他学部卒業生および社会人の受け入れを含めた公平で開かれた、しかも弊害の少ない入学者選抜方法の開発である。

第三は、教育課程のあり方、すなわち法曹に相応しい高度の能力を身につけた人材を養成するための教育内容および教育方法である。それは、実

務界との密接な連携を確保し、その要請を的確に教育内容に反映させることである。

第四に、専門大学院としての共通の枠組は確保しながらも、各法科大学院は、その個性、特徴、学風、建学の精神等を活かして特色ある人材養成を行うことである（合田隆史・文部省高等教育局大学課長「大学改革としての専門大学院と法学教育」法律のひろば53巻1号〈平成12年〉）。

最後に、(法)学部教育の問題である。現在、わが国には、93の法学部があり、毎年およそ5万人（正確には47,000人）に及ぶ法学部入学生を迎え、かつ法学部卒業生を送り出している。卒業生のうち、法律そのものを専門的に取り扱う職業に従事する者はむしろ少数で、いわゆる法曹三者に限れば、おそらく2％に満たない程度と考えられる。大学院進学が約2％、公務員採用が約4％となっており（前掲・合田論文）、彼らの卒業後の進路はまさに多様であり、また卒業後に必要とされる能力も極めて多様である。

法科大学院を価値あるものとするためにも、(法)学部教育の充実が極めて肝要と言えよう。大学院の「学部化」を防ぐため、学部教育の再建に取り組むこと（野上修一「法科大学院を考える」国会月報48巻625号）こそがまず第一に考えねばならないことかも知れない。法学部を消滅させるための法科大学院ではもとよりない筈だからである。

いずれにせよ、法科大学院構想を検討するということは、大学改革を検討することと軌を一になすものであり、それは、法学部の改革にとどまらず、大学法学教育の改革及び大学院改革に資すると信ずる（石田榮仁郎「最後のかなめ『司法制度改革』」国会月報48巻628号）。

3 近畿大学法科大学院の基本理念

3.1 近畿大学法科大学院の設置理念

いかなる組織・制度であれ、それが求心力を持った魅力的なものとなるかどうかは、そこに確固とした理念的支柱が存在するか否かにかかっていると云える。とりわけ、前節においてすでにふれたように、わが国社会に法科大学院制度が新たに導入されることの意義が、「法の支配」が貫徹された公正な社会を実現するための「担い手」を養成するということにある以上、法科大学院の設置にあたっては、そこに、人づくりの核となる何かが必要ではない。そして、近畿大学法科大学院においては、次の5つがその理念的支柱を提供するものとなる。(1)教学の精神の尊重、(2)実学重視の伝統を生かした法学教育、(3)法学部における法曹養成教育の資産の活用、(4)地域社会との連携、そして、(5)多様性の重視とグローバルな視座。

(1) 教学の精神の尊重

近畿大学の教学の精神は、「人に愛される人」「信頼される人」「尊敬される人」を育むことである。近畿大学法科大学院もまた、この教学の精神を尊重しつつ、市民に愛され、信頼され、尊敬される法曹の育成を目指すものでなければならない。

(2) 実学重視の伝統を生かした法学教育

下表のように、いち早く設置された「経営法学科」をはじめ、産業・法律情報研究所などの専門研究機関の開設、学生活動の一環としての法学実務研究会、新経営法学研究会、知的所有権法研究会の活動支援に見られるように、これまでも近畿大学法学部は、職業生活や日常の暮らしに生かす

1925年	大阪専門学校設立
1943年	大阪理工科大学設立
1949年	新学制により大阪専門学校、大阪理工科大学を合併、近畿大学設立
1950年	法学部（法律学科）設置
1966年	経営法学科設置
1970年	大学院法学研究科修士課程設置
1972年	大学院法学研究科博士課程設置
1977年	国家試験研修所（司法試験部門・公務員試験部門）開設
1997年	法廷教室開設
1999年	裁判演習（現、裁判実務演習）開講

近畿大学および法学部の歴史

ことのできる「生きた」法的知識の教育を努めてきた。近畿大学法科大学院も、こうした「実学重視」の伝統を引き継ぎながら、時代の要請に応える新たな法学教育を目指す。

(3) 法学部における法曹養成教育の資産の活用

これまでにも近畿大学法学部はコース制カリキュラムの下に、法律コースや企業法務コースを設置するなど、法律専門職の養成を念頭においた学部教育の充実を図ってきた。また、それとともに、わが国でも数少ない法廷教室の設置をはじめ、司法試験研修所や国家試験研修所といった、法曹志望者支援のための制度的枠組の整備についても力を注いできた。近畿大学法科大学院は、これら豊かな制度的資産、教育的ノウ・ハウを引き継ぎ、活用しながら、新たな法曹教育の在り方を創出していく。

(4) 地域社会との連携

地域の暮らしに根ざした人材養成を行うことによって、地域社会、地域

産業に貢献することも近畿大学法科大学院の目標となる。また、法曹教育のプロセスそれ自体の中に地域社会との交流を取り入れることも、近畿大学法科大学院の特色となる。このような教育のなかから、自らの利益や業務のためだけでなく、「まち」のために身を粉にして働く、市民のための法律家が育まれると考える。

(5) 多様性の重視とグローバルな視座

市民の生活に密着した「まち」の法律家といっても、今日の複雑化・多様化した法律業務をこなしていくためには、高度な国際感覚や多文化社会への感受性もはや不可欠と言える。それゆえ、グローバルで多角的な視座を持って日々の業務を行うことができるような、逞しい人材の育成こそが目指されなければならない。そして、近畿大学法科大学院も、他学部出身者や職業経験を持つ学生は言うまでもなく、本学の特色の一つである数多い東アジアの留学生までも念頭に置いた多様性重視の選抜システムや、開発途上国の法律支援を含む交流プログラムの設置も将来的には考慮に入れながら、健全な庶民感覚とグローバルかつ多角的な視座を併せ持った、逞しい法律家の養成を目指す。

3.2 近畿大学法科大学院が目指すもの——「グローバルな視座を持った、まちの臨床法律家」の養成

上記の理念的な支柱に基づいて、近畿大学法科大学院が養成しようと目指す法律家や、それを育むための法学教育の具体的なイメージを描きだすとするならば、それは次のような姿となるであろう。

(1) 地域社会とともにある「まちの臨床法律家」

近畿大学法科大学院が養成しようと企図するのは、まず第一に、法への

コスト的・心理的アクセス障害の緩和に草の根レベルで取り組み、それを通じて「法の支配」が貫徹された公正な市民社会の実現をめざすような法律家であり、それは同時に、「人に愛される人」「信頼される人」「尊敬される人」の育成という本学の教学の精神にふさわしい人間味あふれる法律家でなければならない。言い換えれば、近畿大学法科大学院が目指しているのは、地域のために働き、地域とともに成長する気概を持った庶民のための法律家、いわば「まちの臨床法律家」の養成にほかならない。こうした人材を養成する具体的方策の一つとしては、地域住民への法的支援の枠組をカリキュラムのなかに埋め込むことや、近隣地域（大阪府、奈良県、和歌山県、あるいはさらに広く近畿全体）にかかわる判例を活用した講義や実習などを行うことなども考えられる。また、「法の支配」や「自由で公正な社会」の担い手たり得るような、市民の信頼に答える気概と力量を持った専門家を育て上げるためには、法曹倫理や法制度の背景にある基本理念の教育に関しても、法律専門科目と同様の力を注がなければならない。

(2) 「実学としての法学」を通じての地域産業への貢献——近隣企業との連携による法学教育と法的支援のリンク

近畿大学の周辺には、近畿経済の牽引役であると同時に、その独自のノウハウと技術によって世界的にも独占的なマーケット・シェアを占める製品を生み出すような、潜在的な力を持った企業が少なくない。近畿大学法科大学院は、実学重視の伝統にのっとり、これら企業に対する法的支援を教育の一環に組み入れ、それによって地域産業に貢献する。具体的には、まず、予防法学的な手法による法的リスク事前回避、紛争処理のアドバイス、書面準備の援助を行うことなどが考えられるほか、とりわけ、この地域の中小企業のなかに眠っている隠れたノウハウや、いまだマニュアル化されていない知識を掘り起こし、それを法的に保護された権利へと

転換するといったような知的所有権関連の支援が、地域経済をグローバルに展開させ、活性化させるという意味でもきわめて重要となってくるであろう。近畿大学法科大学院は、これら業務にふさわしい知識と技量を持った法律家を養成するため、近隣企業の協力の下での企業実習や、研究セミナーに臨時講師として招聘するといった人事交流なども視野に収めつつ、より実践的な教育プログラムを準備する。

(3) 「グローバルで、多角的な視座」を持った法律家を

市民生活における外国人定住者の増加や、中小企業における企業法務の国際化などによって、地域に密着した法律家として働く際にも、グローバルな知識や視座、多文化社会への感受性が必要不可欠なものとなりつつある。外国との長い交流の歴史を持つ近畿エリアの中心に位置する本学は、これまでにも、外国人留学生とりわけ東アジアからの留学生を数多く受け入れてきた。近畿大学法科大学院は、こうした本学の特色を生かしながらグローバルかつ多角的な視座を持った法律家の養成を目指していく。具体的には、講義や演習のなかに外国判例を数多く取り込んでいくことや、涉外業務関連のセミナーや実習を充実させていくことなどのほか、内外の既存大学院との連携を念頭においた補助プログラムを準備することなどが考えられる。それと同時に、法学部以外の出身者や、職業経験のある学生たちに広く門戸を開くことを通じて、講義や演習における議論のなかに多様かつ多角的な観点を導き入れることも、複雑化・高度化した社会における法律業務の遂行に必要な多角的かつ複眼的な視座の涵養という意味で、重要なこととなる。このようにして、近畿大学法科大学院は、「まち」に密着しながらもグローバルで多角的な視座をつねに見失わない、これからの時代にふさわしい法律家を育て上げようとするものである。

4 近畿大学法科大学院の基本的枠組

4.1 修業年限

法科大学院の修業年限は3年とし、基礎的法律科目の履修を十分に終えている者（法科大学院の入学試験において法律専門科目の試験に合格した者）は、法科大学院における1年次の「導入科目」の履修を免除することにより、その修業年限が1年短縮される。

4.2 教育内容・方法

(1) 教育内容

a 年間履修単位

1年間の履修可能単位は30単位程度とする。2単位1セメスターの科目の開講を原則とするので、学生は1セメスターで7～8科目程度を履修することになる。

後に詳論するように、1年次は、「導入科目」が中心であり、ほぼすべての科目が必修となる。2年次は「基盤（基幹）科目」に関する研究科目が中心であり、その3分の2程度の科目が必修となる。3年次は、「発展科目」および「学際科目」などに関する研究科目、ならびに「実務科目」に関する演習科目が中心となり、その4分の1程度の科目が必修となる。

法科大学院における授業方式は、①講義方式、②対話方式、③演習方式、④実習方式などが考えられる。そして、特に「導入科目」は講義方式が、「基盤科目」、「学際科目」は対話方式が中心となるだろうが、各科目および各教員ごとに、授業のあり方は工夫されてよい。

b 科目

i) 来たるべき社会が「自律的市民」による自己決定と自己責任を基調

とする社会であるとするれば、法曹の役割は、すでに発生した紛争を法的に解決すること（裁判法学）にとどまらず、多種多様な生活・取引状況において、市民・企業が自己決定をするために、法的な情報を提供し、さらには助言・協力すること（予防法学）にある。このような法曹の役割からすれば、求められる法曹の資質としては、①法的な知識を有することは勿論として、②様々な状況において問題を発見し、それを分析し、解決していく能力こそが、重要なものとして要求されよう。

ところで、近畿大学の建学の精神は、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人」を育むことにあったが、これは、法曹が法的な助言者または協力者という役割を果たすために必要不可欠な、人間関係の基盤となるものである。さらに、近畿大学の実学重視の伝統は、様々な状況の分析・問題発見・問題解決に際して、多大の力を発揮しよう。

ii) 上述の求められる法曹の資質に対応して、近畿大学法科大学院では、その履修科目を、「導入科目」、「基盤（基幹）科目」、「発展科目」、「学際科目」および「実務科目」に大別した（付録A 科目一覧を参照）。

「導入科目」は、法曹としての基本的な法的知識（前述の資質①）の獲得を主たる目的とするものである。「基盤科目」は、法科大学院における教育の幹になる部分であり、状況分析・問題発見・問題解決をはかる能力（前述の資質②）の滋養を企図するものである。「発展科目」は、今日の高度に複雑化した社会に対応すべく、専門分野の拡大を方向づけようとするものである。「学際科目」は、高度に複雑化した社会にあっては、しばしば多角的・複眼的な視座が要求されるため、それに応えようとして設けられたものである。最後に、「実務科目」は、法曹実務の基本を訓練し、将来の実務訓練を準備するものである。地域社会との連携は、この科目において最も期待されている。

c 科目一覧

付録Aを参照。

(2) 教育方法

a 「点」から「プロセス」重視の教育

法曹養成制度の改革は、「点」から「プロセス」重視の教育制度に変革することを、その基本理念とする。すなわち、「一発勝負」的な性格を持った極めて難関な司法試験に合格した者のみが、司法研修所の実施する実務教育を受けたいうえで、法曹として送り出されるという現状が、受験生に対してマニュアル化された模範解答の暗記中心の学習を余儀なくさせる結果、たとえば、問題を発見し解決する能力の劣った法曹の出現といった弊害を生んでいると批判される。そこで、新たに設置される法科大学院が、法曹養成の重要な部分を担い、平常の学習や努力の積み重ねを重視した教育体制を確立することによって、法曹の高い「質」を維持するだけでなく、社会が要求するその「量」にも応えようというのである。

b セメスター制

法科大学院における授業方式は、4.2(1)bでみたように、講義方式、対話方式、演習方式、実習方式などが考えられるが、これらの授業のみで学習は完結するものではなく、図書館での判例や学説の調査、レポートの作成など、授業を準備したり補充したりする学習がかなりの程度において要求される。したがって、授業を集中的に実施できるセメスター制を採用する。

c 進級基準の設定

進級基準は、4.2(1)aでみたように、それぞれの学年における必修科目の履修と、一定数の自由選択科目の履修を必要とし、1年次から2年次への進級に必要な単位数は合計26単位、2年次から3年次への進級に必要な単位数は合計26単位とする。

d 修了認定に際し修了試験の実施

法科大学院の修了に際して、後述の新司法試験が実施されるが、これとは別に修了試験を実施するか否かは検討を要するところである。

4.3 入学者選抜

(1) 基本的枠組

法科大学院は、司法試験・司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関として、公平性・開放性・多様性を旨とし、理論的教育と実務的教育の架橋を図るものとすべきである（司法制度改革審議会「中間報告」——以下「中間報告」）ことから、法科大学院の入学者選抜にあたっては、当然のことながら、公平性・開放性・多様性を確保すべきである。

上記の三つのキーワードの確保を前提とする入学者選抜は、入学試験のほか、学部における学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績などを総合的に考慮して合否を判定すべき（文部省法科大学院〈仮称〉構想に関する検討会議「検討のまとめ」——以下「検討のまとめ」及び「中間報告」）であり、とくに多様性を確保し、プロセスとしての教育を重視する観点からすれば、総合評価方式が望ましいと言える。もっとも、具体的にどのような方法によって（総合的に）評価し、また判定にあたってどのような程度の比重を与えるかは、各法科大学院の教育理念に応じた自主的判断に委ねられるべき（「検討のまとめ」及び「中間報告」）であろうが、広く国民の納得が得られる公平性と客観性を備えた入学者選抜とするためには、やはりその中心部分としては入学試験を行うことが不可欠（「検討のまとめ」）である。

(2) 出願資格

出願資格については、通常の大学院出願資格が適用されよう。したがっ

て、学部卒業（見込）が原則となるが、学部を卒業していない者であっても、法科大学院が行う資格審査によって出願資格の認定を可能（「中間報告」）とすべきである。

また、法学部か否かを問わず、学部を3年で卒業して出願することも、あるいは学部3年から飛び級として出願することも可能（「検討のまとめ」）ではあるが、これについては近畿大学法科大学院では将来の課題としたい。

(3) 入学試験

入学試験については、法学既修者として入学を希望する者と法学未修者として入学を希望する者について定員枠、試験方法などにつき近畿大学法科大学院構想委員会（以下「本委員会」）でも議論は分かれたが、最終的には、検討会議および審議会の結論に従った。入学試験においては、法学既修者であると否とを問わず、全ての出願者について適性試験（法律学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、分析力、表現力などの資質を試すもの、日本版 LSAT〈Law School Admission Test〉）を行い、法学既修者としての入学（2年制）を希望する者（修学年限短縮希望者）に対しては、上記適性試験に加えて、法律科目試験（法科大学院の基礎的な法律科目の履修を省略できる程度の基礎的な学識を備えているかどうかを判定するもの）を行うこととする。

試験実施の具体的な方法については、客観性と公平性の確保という観点からするなら（全国）統一試験方法が望ましいし、独自性、自立性の観点からみれば各法科大学院の判断に委ねるべきであろうが、この点については、（全国）統一試験実施主体、有効性などを中心とする技術的問題の検討結果を待ちたい（適性試験、法律科目試験のいずれも統一方式とするか否かについても未定）。

また、適性試験や法律科目試験に加えて、小論文や面接（筆記試験および口述試験）などを組み合わせるかどうか、その場合の配点比率はどうするかなどについても議論が分かれるところである（とりわけ統一試験を実施する場合には重要となる）が、本委員会の結論としては、統一試験を実施すると否とにかかわらず、組み合わせ方を積極的に採用することとした。

(4) 入学定員

「21世紀の法曹には、経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要である。社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある。そのため、他学部出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じる」（「中間報告」）必要がある。

本委員会でも、本学法学部出身者、他大学法学部出身者、他大学他学部出身者、社会人等の下限枠の設定や法学部出身者の上限枠の設定などいろいろの角度から検討してみたが、当面は、公平性、開放性を背景とした多様な人材確保という観点から、近畿大学法学部および近畿大学出身者特別枠を設けるべきではないということまでにとどめた。

なお、近畿大学法科大学院の入学定員は50名程度というのが本委員会での議論のすう勢である。

4.4 教員組織

法科大学院は、いわゆる法曹養成を目的とするという事に、特化した機関であるから、密度の濃い、徹底的な少人数教育が求められる。

法曹には、具体的事例を処理するにあたり、法的問題はどこにあり、それについてどのように分析・判断し、その場合の最も公正で妥当な解決は何であるのかを導く能力が要求される。そのためには、大学院生自身に粘り強く自分の頭で考えさせ、それを自分の言葉で表現できるようになるまでを教育する、という事になろう。その責任をはたすことができる範囲には、自ずと限界があるからである。(現行設置基準によって専門大学院に要求される要件を法科大学院に適用すると、収容定員10名につき1名の④教員が、本大学院専任教員として必要になる。それを、上述の目的の完遂のため、より厳格にすべきか、他の問題との関連、特に財政・経営上の要請から、はるかに緩和すべきかは大きな課題である。)

また、法曹が当面する、いわゆる法律実務という場合、それは、法律相談や裁判はもちろん、企業法務、行政に関連するもの等、多岐にわたると思慮されるが、そのための適切な教育・指導という観点からすると、現在それらを担当している実務家の協力なしには実効は伴わないということになろう。法律実務の教員として参加を不可欠とする所以である。(法律実務経験者の総教員数に占める割合、雇用形態——常勤・非常勤・特任・客員・任期の付与・兼業の可否——等も検討しなければならない。そして、近年の司法試験合格者を、ティーチングアシスタントとして活用する、という事も考慮の余地があろう。)

さらに、運営体は、独立研究科として、本大学院専任教員全員で構成される独自の教授会が、その任にあたるのが適当であろう。

4.5 奨学金制度等

法科大学院に要求される独自の施設・設備、担当する教員に対する人件費等、未解決・流動的な問題がまだまだ山積している。そのような状況下で、的確な判断は、なかなか困難であるが、巷間の説によれば、法科大学

院生が負担することとなる学費は、現行大学院（法学研究科）の大学院生の負担しているその2～3倍になる、といわれている。現今のわが国の経済状況を鑑みると、そのような負担に耐えうる人数には、かなり限度があると言わざるをえないであろう。社会的正義の実現の念に燃え、いわゆる法曹に目標を定めた有為の人材のゆくてを、経済的な事情のみで閉ざすことはわが国にとって、大きな損失である。経済的負担をそれほど気にかけることなく、勉学に集中する事のできる環境を提供しなければならない責務が、法科大学院には課せられている。

その支援のために、当面考えられるものとしては、次のようなものがあるろう。

奨学金——公的なもの、民間のもの、近畿大学法科大学院独自のもの
（給付、貸与）

教育ローン——金融機関からの出せ払い的なローン（法科大学院が保証）

授業料——免除、軽減、（特待生）

昼夜開講制（夜間・通信制）——社会人

これらの諸制度を、それぞれ十分整備・活用しなければならない。

4.6 財政問題

国立大学の法科大学院と私立大学のそれとの授業料に差をもうけるべきではない。そのためには、国による特別な財政措置（公的助成制度、大幅な予算増、法的整備、税制改正等）、私学助成の強化・拡充が必要不可欠である。

4.7 その他

付録A 科目一覧

A-1 種類別科目一覧

(1) 導入科目

科目	単位	配当学年	授業内容	授業方式	備考
憲法導入A	2	1-春夏学期	総論・統治機構	講義	
民法導入A	2	1-春夏学期	契約法	講義	
民法導入B	2	1-春夏学期	不法行為法	講義	
商法導入A	2	1-春夏学期	商取引法	講義	
民事訴訟法導入A	2	1-春夏学期	民事訴訟法概要	講義	
刑法導入A	2	1-春夏学期	刑法総論	講義	
憲法導入B	2	1-秋冬学期	基本的人権	講義	
行政法導入	2	1-秋冬学期	行政作用法・行政救済法	講義	
民法導入C	2	1-秋冬学期	物権法	講義	
民法導入D	2	1-秋冬学期	金融法	講義	
商法導入B	2	1-秋冬学期	会社法	講義	
民事訴訟法導入B	2	1-秋冬学期	民事訴訟法論点	講義	
刑法導入B	2	1-秋冬学期	刑法各論	講義	
刑事訴訟法導入	2	1-秋冬学期	刑事訴訟法	講義	
英米法研究	2	2-秋冬学期	英米司法制度・手続法	講義	

(2) 基幹科目

科目	単位	配当学年	授業内容	授業方式	備考
憲法研究A	2	2-春夏学期	総論・統治機構	対話/講義	
民法研究A	2	2-春夏学期	民法全体(契約・不法行為・物権・金融等)	対話/講義	
民法研究B	2	2-春夏学期	民法全体(契約・不法行為・物権・金融等)	対話/講義	
商法研究A	2	2-春夏学期	商取引法	対話/講義	
民事訴訟法研究A	2	2-春夏学期	判決手続	対話/講義	
刑法研究A	2	2-春夏学期	刑法総論と刑法各論の横断的研究	対話/講義	
刑事訴訟法研究	2	2-春夏学期	刑事手続法	対話/講義	
憲法研究B	2	2-秋冬学期	基本的人権	対話/講義	
民法研究C	2	2-秋冬学期	民法全体(契約・不法行為・物権・金融等)	対話/講義	
民法研究D	2	2-秋冬学期	民法全体(契約・不法行為・物権・金融等)	対話/講義	
商法研究B	2	2-秋冬学期	会社法	対話/講義	
商法研究C	2	2-秋冬学期	商法全体の高度な研究	対話/講義	
民事訴訟法研究B	2	2-秋冬学期	民事執行法・倒産法	対話/講義	
刑法研究B	2	2-秋冬学期	刑事実体法と刑事手続法の縦断的研究	対話/講義	
法理学研究	2	3-春夏学期	法哲学	対話/講義	
憲法研究C	2	3-春夏学期	憲法訴訟	対話/講義	
民事法総合研究	2	3-春夏学期	民事にかんする実体法と手続法の総合的研究	対話/講義	
刑事法総合研究	2	3-春夏学期	刑事司法にかんする総合的研究	対話/講義	
企業法総合研究	2	3-秋冬学期	企業にかんする実体法と手続法の総合的研究	対話/講義	

(3) 発展科目

科 目	単 位	配当学年	授 業 内 容	授業方式	備 考
英米私法研究	2	3-春夏学期	英米契約・不法行為法	演習	
法律英語Ⅰ	2	2-春夏学期	英文契約書実務	演習	
行政法研究	2	2-秋冬学期	行政救済法	対話／講義	
租税法研究	2	3-春夏学期	租税法	対話／講義	
国際租税法研究	2	3-秋冬学期	国際租税法	対話／講義	
地方自治法研究	2	3-春夏学期	地方自治法・地方公務員法…	対話／講義	
環境法研究	2	3-春夏学期	環境行政法・環境私法・国際環境法…	対話／講義	
情報法研究	2	3-秋冬学期	情報公開・個人情報保護	対話／講義	
消費者法研究	2	3-春夏学期	消費者保護の司法制度の枠組	対話／講義	
経済法研究	2	3-春夏学期	経済活動にかんする司法制度の枠組	対話／講義	
知的財産法研究	2	3-春夏学期	知的財産保護の司法制度の枠組	対話／講義	
国際私法研究	2	3-春夏学期	国際私法	対話／講義	
労働法研究	2	3-秋冬学期	労働法	対話／講義	
社会保障法研究	2	3-秋冬学期	社会保障法	対話／講義	
法律英語Ⅱ	2	3-秋冬学期	ネイティブによる	演習	
比較法史研究	2	3-秋冬学期	日本法史・西洋法史・東洋法史	対話／講義	
法社会学研究	2	3-秋冬学期	法社会学	対話／講義	
中小企業法研究	2	3-秋冬学期	中小企業特有の組織法・取引法	対話／講義	
金融取引法研究	2	3-秋冬学期	預金・融資・送金などの法律関係	対話／講義	
電子商取引法研究	2	3-秋冬学期	各種取引の電子化の法的処理	対話／講義	
国際取引法研究	2	3-秋冬学期	国際取引法	対話／講義	

(4) 実務科目

科 目	単 位	配当学年	授 業 内 容	授業方式	備 考
リーガル・リサーチ	2	1-春夏学期	法学文献・判例調査方法の修得	演習	初学年次必修 【法学未修者】
リーガル・リサーチ	2	2-春夏学期	法学文献・判例調査方法の修得	演習	初学年次必修 【法学既修者】
民事裁判演習	2	3-春夏学期	模擬裁判をつうじた民事裁判の実習	実務／演習	
法曹倫理	2	3-春夏学期	法曹倫理	講義	
刑事裁判演習	2	3-秋冬学期	模擬裁判をつうじた刑事裁判の実習	実務／演習	
リーガルクリニック	2	3-秋冬学期	エクスターンシップ・法律相談・プロボノ	実務／演習	

(5) 学際科目

科 目	単 位	配当学年	授 業 内 容	授業方式	備 考
企業統治論	2	3-春夏学期	コーポレートガバナンス・M & A	対話／講義	
刑事政策研究	2	3-春夏学期	犯罪学・刑事学・少年法…	対話／講義	
法と医療	2	3-秋冬学期	医療にかんする法学と医学からのアプローチ	対話／講義	
司法福祉論	2	3-秋冬学期	更生保護・被害者援助・紛争解決援助・外国人の法律支援	実務／演習	

A-2 学年別科目一覧

(1) 1年生

科 目	単 位	配当学年	授 業 内 容	授業方式	備 考
リーガル・リサーチ	2	1-春夏学期	法学文献・判例調査方法の修得	演習	初学年次必修 【法学未修者】
憲法導入A	2	1-春夏学期	総論・統治機構	講義	
民法導入A	2	1-春夏学期	契約法	講義	
民法導入B	2	1-春夏学期	不法行為法	講義	
商法導入A	2	1-春夏学期	商取引法	講義	
民事訴訟法導入A	2	1-春夏学期	民事訴訟法概要	講義	
刑法導入A	2	1-春夏学期	刑法総論	講義	
憲法導入B	2	1-秋冬学期	基本的人権	講義	
行政法導入	2	1-秋冬学期	行政作用法・行政救済法	講義	
民法導入C	2	1-秋冬学期	物権法	講義	
民法導入D	2	1-秋冬学期	金融法	講義	
商法導入B	2	1-秋冬学期	会社法	講義	
民事訴訟法導入B	2	1-秋冬学期	民事訴訟法論点	講義	
刑法導入B	2	1-秋冬学期	刑法各論	講義	
刑事訴訟法導入	2	1-秋冬学期	刑事訴訟法	講義	

(2) 2年生

科 目	単 位	配当学年	授 業 内 容	授業方式	備 考
リーガル・リサーチ	2	2-春夏学期	法学文献・判例調査方法の修得	演習	初学年次必修 【法学既修者】
法律英語 I	2	2-春夏学期	英文契約書実務	演習	
憲法研究A	2	2-春夏学期	総論・統治機構	対話/講義	
民法研究A	2	2-春夏学期	民法全体(契約・不法行為・物権・金融等)	対話/講義	
民法研究B	2	2-春夏学期	民法全体(契約・不法行為・物権・金融等)	対話/講義	
商法研究A	2	2-春夏学期	商取引法	対話/講義	
民事訴訟法研究A	2	2-春夏学期	判決手続	対話/講義	
刑法研究A	2	2-春夏学期	刑法総論と刑法各論の横断的研究	対話/講義	
刑事訴訟法研究	2	2-春夏学期	刑事手続法	対話/講義	
英米法研究	2	2-秋冬学期	英米司法制度・手続法	講義	
憲法研究B	2	2-秋冬学期	基本的人権	対話/講義	
行政法研究	2	2-秋冬学期	行政救済法	対話/講義	
民法研究C	2	2-秋冬学期	民法全体(契約・不法行為・物権・金融等)	対話/講義	
民法研究D	2	2-秋冬学期	民法全体(契約・不法行為・物権・金融等)	対話/講義	
商法研究B	2	2-秋冬学期	会社法	対話/講義	
商法研究C	2	2-秋冬学期	商法全体の高度な研究	対話/講義	
民事訴訟法研究B	2	2-秋冬学期	民事執行法・倒産法	対話/講義	
刑法研究B	2	2-秋冬学期	刑事実体法と刑事手続法の縦断的研究	対話/講義	

(3) 3年生

科 目	単 位	配当学年	授 業 内 容	授業方式	備 考
英米私法研究	2	3-春夏学期	英米契約・不法行為法	演習	
法理学研究	2	3-春夏学期	法哲学	対話／講義	
法曹倫理	2	3-春夏学期	法曹倫理	講義	
憲法研究C	2	3-春夏学期	憲法訴訟	対話／講義	
租税法研究	2	3-春夏学期	租税法	対話／講義	
地方自治法研究	2	3-春夏学期	地方自治法・地方公務員法…	対話／講義	
環境法研究	2	3-春夏学期	環境行政法・環境私法・国際環境法…	対話／講義	
消費者法研究	2	3-春夏学期	消費者保護の司法制度の枠組	対話／講義	
経済法研究	2	3-春夏学期	経済活動にかんする司法制度の枠組	対話／講義	
知的財産法研究	2	3-春夏学期	知的財産保護の司法制度の枠組	対話／講義	
国際私法研究	2	3-春夏学期	国際私法	対話／講義	
企業統治論	2	3-春夏学期	コーポレートガバナンス・M & A	対話／講義	
民事法総合研究	2	3-春夏学期	民事にかんする実体法と手続法の総合的研究	対話／講義	
民事裁判演習	2	3-春夏学期	模擬裁判をつうじた民事裁判の実習	実務／演習	
刑事政策研究	2	3-春夏学期	犯罪学・刑事学・少年法…	対話／講義	
刑事法総合研究	2	3-春夏学期	刑事司法にかんする総合的研究	対話／講義	
司法福祉論	2	3-秋冬学期	更生保護・被害者援助・紛争解決援助・外国人の法律支援	実務／演習	
クリニック	2	3-秋冬学期	エクスターンシップ・法律相談・プロボノ	実務／演習	
法律英語Ⅱ	2	3-秋冬学期	ネイティブによる	演習	
比較法史研究	2	3-秋冬学期	日本法史・西洋法史・東洋法史	対話／講義	
法社会学研究	2	3-秋冬学期	法社会学	対話／講義	
情報法研究	2	3-秋冬学期	情報公開・個人情報保護	対話／講義	
国際租税法研究	2	3-秋冬学期	国際租税法	対話／講義	
中小企業法研究	2	3-秋冬学期	中小企業特有の組織法・取引法	対話／講義	
金融取引法研究	2	3-秋冬学期	預金・融資・送金などの法律関係	対話／講義	
電子商取引法研究	2	3-秋冬学期	各種取引の電子化の法的処理	対話／講義	
国際取引法研究	2	3-秋冬学期	国際取引法	対話／講義	
企業法総合研究	2	3-秋冬学期	企業にかんする実体法と手続法の総合的研究	対話／講義	
労働法研究	2	3-秋冬学期	労働法	対話／講義	
社会保障法研究	2	3-秋冬学期	社会保障法	対話／講義	
法と医療	2	3-秋冬学期	医療にかんする法学と医学からのアプローチ	対話／講義	
刑事裁判演習	2	3-秋冬学期	模擬裁判をつうじた刑事裁判の実習	実務／演習	

付録B 基礎法関連科目カリキュラムの概要

B-1 法科大学院における基礎法学の役割

ロー・スクールにおける基礎法教育の役割、位置づけについては種々の議論のあるところではあるが、実務家養成においても、これを決して軽視すべきでないことは、衆目的一致するところであると思われる。社会が激動する時代の法曹にとっては、既存の法を修得するだけでなく、現状安住的な法的思考を打ち破り、既存の実務に対する批判的視座を養うことが重要であると考えられる。近畿大学法科大学院においては、主として「まちの臨床法律家」の養成を目指すとしているが、多種多様かつ日々新たな問題に直面するであろう「まちの臨床法律家」にとっては、幅広い知識と実定法以外の基礎理論に裏付けられた判断力、批判的創造力が、切に求められることになるであろう。

基礎法学は、このような判断力と創造力の源泉となる理論的根拠と幅広い視野を提供するものと捉えることができる。

B-2 基礎法関連科目一覧

[第1学年配当科目]

リーガル・リサーチ

[第2学年配当科目]

リーガル・リサーチ

英米法研究

法律英語 I

[第3学年配当科目]

法曹倫理

リーガル・クリニック

法理学研究

法社会学研究

比較法史研究

英米私法研究

法律英語Ⅱ

環境法研究

情報法研究

B-3 学年配当の基本的指向

第1学年の法学未修者を対象に、判例、法令、法学文献のリーサーチ方法を修得するリーガル・リサーチを必修科目とし、法学文献の調べ方を学ぶこととした。

第2学年においては、来たるべき社会のグローバル化に備え、法学既修者に対しても早い段階から、外国法、わけても重要度の高い英米法に関する専門的知識を身につける必要があると考える。選択科目として、英米法研究、法律英語Ⅰを開講する。

第3学年においては、より実務性の高い科目を置き、来たるべき司法試験、実務研修に備える。同時に、実定法を修得した者が、その価値判断の基礎を構成する基礎法科目を、それぞれの目的、興味にあわせて履修できるようにする。まず、司法試験受験前に、法曹の公共性、倫理感覚の重要性に対する自覚を促すため、法曹倫理を必修科目とし、法律家として遵守すべき倫理規定について講義を行なう。また、弁護士実務研修として、リーガル・クリニックを必修の実務科目として開設する。このほか、法理学研究、法社会学研究、比較法史研究、英米私法研究、法律英語Ⅱ、環境法研究、情報法研究を、演習形式で選択的に履修できることとする。

B-4 科目内容

(1) 1学年配当科目

リーガル・リサーチ（1年春夏学期）

3年制，2年制のいずれにおいても，1年目の春夏学期に必修科目として履修することを要求する。専門技術化した各々の法分野における法的問題解決のためにはまず，法令，判例，学術論文などの法情報を適切かつ迅速に検索し，収集することが不可欠となる。また，事後チェック型の社会に移行し，法曹人口が増加するに従って，判例の数も増大することが予想される。直面する法的問題処理にあたって，適切な判例を検索し，整理する能力は，法曹として活躍する大前提として極めて重要になると思われる。

ここではまず，図書館，資料室などの利用方法を具体的に説明し，法情報の概説を行なう。次に情報機器を利用し，「法律判例文献情報」などのデータベースやインターネットによる検索を実践する。情報機器の利用にあたっては，最終学年生をアシスタントとして個別指導にあたらせることを検討している。検索方法の説明の後，個々人に具体的な課題を与えて，実際に法情報の検索，収集を行なわせるものとする。

さらに，単なる受動的な文献の収集だけでなく，自らの目的に沿って主体的に情報を検索，分類する能力を養うことをも目的としたい。この点については後の議論に委ねることとするが，自らの興味があるテーマに関して，できるだけ多くの情報を獲得して分類し，その中から重要なものを選択する作業は，有益であろう。

同時に，法律の条文，判例，法律文章の読み方に関する基礎的訓練も行なうこととする。

(2) 2 学年配当科目

a 英米法研究（2 年秋冬学期）

商取引を中心としてあらゆる面におけるグローバル化が進む21世紀においては、大規模法律事務所であると、まちの臨床法律家であることを問わず、英米法の知識が求められることになるであろう。大陸法と比較した英米法の特徴、英米の司法制度、訴訟手続を解説する。

b 法律英語 I（2 年春夏学期）

英米契約書、または英米の判例を読みこなすための基礎知識の修得を目的とする。渉外弁護士などによる演習形式の授業による。

(3) 3 学年配当科目

a 法曹倫理（3 年春夏学期）

主として実務家による講義形式の授業である。大量の法曹養成がなされる場合には、倫理教育を充実させることが、司法に対する国民の信頼を維持するために不可欠であると思われる。ここでは、専門職責任総論、法曹一般の倫理、弁護士倫理、弁護士法、民事訴訟法における弁護士の行動規則に該当する部分などを修得する。

b リーガル・クリニック（3 年秋冬学期）

あらゆる法律業務の源である法律相談、弁護士実務を経験させる。法知識に偏ることなく、市民の法律家として高度の公共性を身につける契機となることを目指す。法律相談を通じて、法的紛争の解決へ向けて、交渉や法的助言の方法論を学んでいく。ここでプロ・ボノ（pro bono publico）活動も行なうか否かは今後の検討課題となるであろう。

c 法理学研究（3 年春夏学期）

法的問題に対処するための価値判断においては、その根底に法哲学的素養が必要であることはいうまでもない。正義論などの伝統的な法哲学の内

容に加えて、ジェンダーと法または生命倫理などの、すぐれて現代的な諸問題に対する価値判断の基礎を学ぶ。またアメリカにおいて議論されている「法と経済学」をも検討対象に含める。

d 法社会学研究（3年秋冬学期）

法学リアリズムが説く「現代社会のなかで働く法」を観察する。司法制度論、弁護士論、ADRなどの紛争処理方法の制度論を中心に、制度の問題点とそのあるべき姿を探る。社会に生じる様々な法的紛争を、公平かつ効率的に処理するための能力開発に資することができるような演習を行なう。

e 比較法史研究（3年秋冬学期）

裁く能力、法的判断能力を養うためには、論理的思考力と同時に史的知識が必要である。実定法をより深く理解し、法の解釈に役立つための日本の法制史、法の歴史学を社会変動との関わりにおいて解説する。また西洋法史、東洋法史などとの比較を行い、法の歴史について幅広く学ぶこととする。

f 英米私法研究（3年春夏学期）

英米契約法、英米不法行為法、反トラスト法などを中心に、その基本的法理論と我が国のそれとの相違点について、ケース・メソッドを用いて演習形式による授業を行なう。

g 法律英語Ⅱ（3年秋冬学期）

法律英語Ⅰに続いて、さらに高度な法律文書の読解や英米契約書のライティングを中心に演習を行なう。法律英語に精通したネイティブによる指導が望ましい。

h 環境法研究（3年春夏学期）

環境問題は現代社会におけるもっとも深刻な問題のひとつである。環境問題に対処すべき法はまず環境汚染が発生する前の段階でその効力を発揮

すべきであるが、不幸にもすでに環境汚染が生じその結果として権利利益を侵害された者が存在するときは、事後的に救済する必要がある。

そこで、「環境法研究」では、環境汚染による被害者等が提起する各種の公害環境訴訟を中心に検討することとする。具体的には、加害企業に対しては、損害賠償請求訴訟及び私法上の差止訴訟、国・公共団体に対しては、国家賠償請求訴訟及び差止訴訟並びに処分の取消訴訟をはじめとする環境行政訴訟などが考えられる。また、このほか、判例上確立した権利とはなっていないが、環境権、自然享有権等の意義についても検討することとする。

環境の刑法的保護（いわゆる環境刑法——公害罪のレベルを超えて法益保護の早期化傾向が問題となろう）も見落とされてはならない論点である。

i 情報法研究（3年秋冬学期）

行政情報公開法が制定されたことにより地方公共団体の情報公開条例も改正されるケースが多くみられ、今後ますます情報公開請求訴訟が提起される可能性が高まることが予想される。そこで、「情報法研究」では、情報公開請求訴訟を中心にその主要な争点を検討する。とくに、個人情報、法人情報等の不開示情報に該当するか否かといった点については争いの多いところであり重点をおくこととしたい。また、あわせて個人情報の保護のあり方についても言及する。そのさい、刑法的コントロールのあり方（理念・手法の両面から検討する必要があることはいうまでもない）が問われよう。刑事法的観点からはくわえて、サイバー・スペースで生起するさまざまな未知の犯罪的事象にたいする対応の方途を探る、まさに問題解決型授業スタイルが要請されよう。

付録C 憲法・行政法関連科目カリキュラムの概要

C-1 法科大学院における憲法・行政法教育の役割

法科大学院においても、法体系の最高位に位置づけられる「国の最高法規」(日本国憲法98条1項)たる憲法についての教育が重要であることは多言を要しないであろう。すなわち、民法・商法・刑法等多種多様な法を学ぶ前提としてまず憲法を理解していなければ個々の法についての理解も十分なものとならざるを得ないのである。

近畿大学法科大学院が目指すのは前述のごとく「グローバルな視座を持った、まちの臨床法律家」の養成であるが、そのためにも憲法教育、とりわけ人権教育が重要な意義をもつことになるであろう。大学の近隣地域に居住し、あるいは勤務する市民の痛みを肌で感じ取ることができ、また、他方ではバランスのとれた国際的な人権感覚をもつ法曹を育成することが本学の使命ではないかと考える。

また、現代国家においては、三権のうち、「行政権」の肥大化が顕著である。行政機構のスリム化、規制緩和、地方分権の推進等のいわゆる行政改革が断行されているが、いまだ十分な成果がみられるに至っていない。したがって、強大な権限を有する「行政権」をコントロールすべき法であるところの行政法がきわめて重要な意味をもつことになる。司法権により行政権がいかにかチェックされるべきかという視点からも、法科大学院において行政法を学ぶ意義は大きいものとなるであろう。

C-2 憲法・行政法関連科目一覧

【第1学年配当科目】

憲法導入A (春夏学期)

憲法導入B（秋冬学期）

行政法導入（秋冬学期）

【第2学年配当科目】

憲法研究A（春夏学期）

憲法研究B（秋冬学期）

行政法研究（秋冬学期）

【第3学年配当科目】

憲法研究C（春夏学期）

地方自治法研究（春夏学期）

租税法研究（春夏学期）

国際租税法研究（秋冬学期）

※ すべての科目が1学期完結のセメスター制で開講され履修単位は2単位となる。

C-3 学年配当の基本的指向

第1学年配当科目としては、原則として法学未修者を対象に、憲法及び行政法の基礎を修得するためにそれぞれ「憲法導入A」「憲法導入B」「行政法導入」を開講することとし講義形式で授業を行うこととする。

第2学年配当科目としては、法学既修者を対象とし憲法及び行政法についての個々の理解を深めるため、「憲法研究A」「憲法研究B」「行政法研究」を開講することとし対話形式を中心とした授業を行うこととする。

第3学年配当科目としては、憲法及び行政法についての理解をさらに深化させるために、憲法訴訟という視点から今一度憲法上の論点を検証する「憲法研究C」、すでに行政法から独立した法学領域を形成している地方自治法及び租税法について考察する「地方自治法研究」「租税法研究」「国際

「租税法研究」を開講することとし対話形式を中心とした授業を行うこととする。

C-4 科目内容

(1) 1学年配当科目

a 憲法導入A（1学年春夏学期）

国家の基本法たる憲法の意義について、おもに統治のあり方に着目しながら考察する。とくに、司法権による政治部門へのコントロールがどこまで及びうるのかを検討することにより司法権の限界をあきらかにすることに重点をおく。また、「最高法規」たる憲法の実効性を確保するために裁判所に違憲立法審査権が付与されている点についても、可能な限り時間を費やして検討することとする。

よって、憲法の総論及び統治機構について、法曹として必要とされる一定範囲の基礎的素養を身につけてもらうことをねらいとする。

b 憲法導入B（1学年秋冬学期）

憲法における最も基礎的な原理である人権の保障を扱うこととする。人権思想の展開からひもとき、日本国憲法における基本的人権の保障を中心に講述する。たとえば、人権保障の意義、人権保障の限界、人権の享有主体、人権の妥当範囲、包括的基本権の保障、自由権的基本権の保障、社会権的基本権の保障等がその対象となるであろう。また、時間の許す限りにおいて、知る権利、プライバシーの権利、環境権、自己決定権等の新たな人権についても言及することとする。

よって、人権感覚に優れた法曹の養成を目指すための道しるべとなるべき講義とすることを目標とする。

c 行政法導入（1学年秋冬学期）

現代国家において行政権のはたすべき役割は非常に重いものとなってお

り、それゆえに行政権をコントロールするための法の重要性も高まってきている。なかでも、行政権により権利利益を侵害された国民をいかに法的に救済するのかという点に着目した「行政救済法」の領域は今後ますます重要となるであろう。

そこで、本講義では、従来の行政法総論において講述されていた行政行為論等を分解し、行政救済法の視点からこれらを再構築して機能的に理解してもらえるように努めることとしたい。とりわけ、行政事件訴訟法に重点をおくこととし、取消訴訟という訴訟類型から行政行為概念を把握するなどといった手法を用いることにより行政作用法領域をもカバーすることとしたい。

(2) 2 学年配当科目

a 憲法研究 A (2 学年春夏学期)

憲法についての基礎的理解を前提として、総論及び統治機構に関する理論的な体系を修得することができるような内容とする。そのため、対話形式を中心とした授業を実施し、ケース・メソッド及びプロブレム・メソッドの手法を導入することとする。

また、「憲法導入 A」と同様に司法権に重点をおいた構成とし、司法権に基軸をおいてそこから立法権及び行政権をとらえる視座を養えるようにする。

b 憲法研究 B (2 学年秋冬学期)

憲法についての基礎的理解を前提として、基本的人権に関する理論的な思考を修得することができるような内容とする。そのため、対話形式を中心とした授業を実施し、ケース・メソッド及びプロブレム・メソッドの手法を導入することとする。

人権保障はさまざまな場面で問題となってくるが、個々の領域ごとにて

きる限り具体的な事例を用いながら個別に検討していくこととする。

c 行政法研究（2 学年秋冬学期）

行政法についての基礎的理解を前提として、行政救済法の視点から行政法総論に関する理論的な思考を修得できるような内容とする。そのため、対話形式を中心とした授業を実施し、ケース・メソッド及びプロブレム・メソッドの手法を導入することとする。

行政権により権利利益を侵害された国民を救済する行政救済法の中心となるのは、行政事件訴訟及び国家賠償請求訴訟である。しかしながら、行政事件訴訟の出訴件数は年間1300～1400件代で推移しており、諸外国に比べかなり少ないといわざるを得ない。その背景には、さまざまな要因が考えられるが、とりわけ、訴訟類型の硬直化（義務づけ訴訟や差止訴訟等の法定外抗告訴訟が裁判所により認められ難い土壤がある。）、訴訟要件の厳格性（処分性、原告適格、訴えの利益等の訴訟要件についてそれぞれ厳格に要件審理が行われる。）などが大きな障壁となっているのであろう。それゆえに、法改正も視野に入れたうえで、いかにして国民の救済を図るべきかを検討する必要がある。また、民事訴訟の一類型とされる国家賠償請求訴訟にも言及しながら、行政事件訴訟を民事訴訟と対比することにより、その特殊性を浮き彫りにしていくこととする。

(3) 3 学年配当科目

a 憲法研究C（3 学年春夏学期）

「憲法研究A」及び「憲法研究B」においてひと通り憲法の全範囲についての理論的思考を修得したものとして、さらに憲法についての理解を深化させるために憲法訴訟の視点から詳細に検討することとする。その具体的な内容としては、付随的違憲審査制、憲法訴訟の当事者適格、憲法訴訟の対象、憲法判断の回避、合憲限定解釈、法令違憲と適用違憲、違憲審査の

基準と方法、憲法判例等が考えられる。

「憲法研究C」では、憲法訴訟の手續論について検討することにより、人權の保障等についてのより精緻な理論を修得することを目標とする。

b 地方自治法研究（3学年春夏学期）

地方分権の推進にともない、地方自治法の重要性も高まってきている。とくに、行政事件訴訟法における民衆訴訟（行政事件訴訟法5条）の一種である住民訴訟（地方自治法242条の2）は近年急増の傾向にある。地方公共団体の住民により提起される住民訴訟は、地方自治への住民参加の手續であり、今後そのあり方についてはますます注目されることになるであろう。そこで、「地方自治法研究」では、住民訴訟を中心にすえて地方自治全般にも配慮しながら検討することとしたい。

c 租税法研究（3学年春夏学期）

相続、贈与契約等の法律行為に際し、相続税、贈与税等の課税が問題となってくる。「租税法研究」では、これら民事法上の具体的な問題を租税法の視点からみていくこととする。

また刑事法の観点から、租税は脱犯の刑法的処理ならびに刑事政策的対応、さらに刑事手續上、特に注意すべき事項（捜査・証拠など）についても言及する。

d 国際租税法研究（3学年秋冬学期）

今日の経済活動は一国の範囲にとどまらず、国際的な取引がますます盛んとなってきている。そこで、国際取引に対する国際課税が重要性を増すこととなる。

「国際租税法研究」では、かような国際課税に関する法である国際租税法について、国家の課税権、国際的二重課税、租税条約、国際的租税回避への対応（タックス・ヘイブン対策税制、移転価格税制、過少資本税制等）等にかかる論点を中心として、ケース・メソッドまたはプロブレム・メ

ソッドの手法により対話形式を中心とした授業を進めることとする。

付録D 民事法関連科目カリキュラムの概要

D-1 法科大学院における民事法教育の役割

われわれは社会の一員として生活を営んでいる。そこにはさまざまな人が一緒に暮らしており、スムーズに社会生活をこなす人もいればトラブルを起こす人もいる。特に法曹を必要としている人は、後者であって社会生活の中で何らかのトラブルを抱えた人たちである。そこには、企業間・企業消費者間によるもの、家族・夫婦・親子関係に基づくもの、ひいては友人間の金銭トラブルなどがある。法は人と人とのトラブルを解決する手段である。法曹はその法に関する知識を有しており、事務的な処理に活用するだけでは足りない。これでは法ないし法曹というものに対して冷たいイメージが払拭できず、法ないし法曹離れがより一層生じてしまうことになる。人と人とのトラブルを解決するには『人』そのものを理解することが必要不可欠である。そのためには法科大学院ではまず、知識としての法を詰め込むのではなく、『生の事実』に多く触れ、人間関係の複雑さ、人間の弱さを理解することが必要となる。さらに、『生の事実』に接することで、実務を単に覚えそれに従って処理する能力を身につけるだけでなく、法曹および人の立場から、現行実務に対する批判および改善提案を行うことも必要である。そして法曹の仕事は、事件の事務的な処理にとどまるのではなく、人の心に根ざした合理的な解決をすることである。法科大学院では法を学ぶと同時に人の心を学んでほしい。形式的に社会通念を理解し、人々の意識からかけ離れた法曹はいまや必要とされていない。実際に、さまざまな人々がどのように考え、行動しているかを理解することから始まり、その上で、人間関係のトラブルすなわち『生の事実』から人間関係

の公平・妥当な調整を行うことを学ぶ必要がある。「人」と「法」を理解した法曹だけが、本当の人間関係のトラブルを解決することができるのである。そのために、近畿大学法科大学院では、人を愛する法曹であって、「人に愛され、信頼され、尊敬される人の育成」に力を注ぐのである。

(1) 地域住民

人に愛される法曹を養成するためには、法律書を読み頭の中で思考するだけでは不十分である。身近な人々と接し、人々の考えを理解し、実際の社会生活における不安を聞くことから始まる。また、人に愛される法曹であれば、地域住民の人々もさまざまなトラブルを「まちの臨床法律家」に相談することができる。そこで法科大学院では、「まちの臨床法律家」として必要な能力を身につけることが必要となる。そこで、カリキュラムにおいても、地域住民の人々の法律相談にこたえるべく、「民法」、「商法」および「民事訴訟法」は必修科目として多くの時間をさき、さらに、発展科目として「消費者法」、「社会保障法」および「法と医療」を用意し、それぞれにおいて、実際の紛争処理に対応できるように実務重視の教育を行う。そして、実践の場として、「リーガル・クリニック」を置く。

(2) 中小企業

近畿大学がある「まち」には、企業とりわけ中小企業が多く、関西の商業地域として活気がある「まち」として有名である。中小企業には法務部もなければ顧問弁護士もいない。多くの中小企業が身近な法曹を必要としている。しかし、現状では、中小企業にとっては、法曹は近寄りがたい存在であって、法律問題については、ともすれば勝手な判断で行動してしまい、後で大きなトラブルを生じさせてしまうこともある。これらの中小企業に「まちの臨床法律家」が切実に要求されており、これを養成するのが

近畿大学法科大学院の役割である。カリキュラムでは、前述のように、民法および商法に力を入れることはもちろんのこと、中小企業における法律関係の問題処理に特化した「中小企業法」を開講し、中小企業の実態把握からはじめ中小企業特有の紛争を処理できる能力を養う。その他、発展科目で、中小企業のみならず企業にとって必要とされる「知的所有権法」、「金融取引法」および「経済法」、そして、近年研究が盛んに行われ、また近い将来必ず法律紛争の大きなテーマとなるであろう「電子商取引法」を置く。また、企業には多くの人々が働いており雇用関係のトラブルも生じてくるが、それを解決すべく「労働法」、さらに企業そのものの理解および企業のあるべき姿の探求を行う「企業統治論」を開講する。

(3) 国際化

われわれ近畿大学のある「まち」では多くの外国人と同居しており、大学には留学生もいる。外国人にとっては社会生活を営む上での不安はより大きなものとなり、「まちの臨床法律家」が必要とされる。国際化の時代に、日本にいる外国人に対して生活上のケアをするのは当然のことである。また、個人だけでなく多くの企業が外国の企業と取引をしており、その紛争を解決することも「まちの臨床法律家」の役割であろう。さらに、国際化の時代には、法曹もまた「地域社会」から「世界」へと幅広く活躍することができるようであればならない。日本国内で活動する場合においても、取引実務・法律実務を考える（批判し見直す）際には、世界に広く目を向ける必要があり、グローバルスタンダードを把握しておくことが必要になる。そのため、上で述べた科目および基礎法科目である「法律英語」、「英米私法」に加えて、「国際私法」および「国際取引法」を開講する。

D-2 民事法科目一覧

【第1学年科目】

- 民法導入A（春夏学期）
- 民法導入B（春夏学期）
- 民法導入C（秋冬学期）
- 民法導入D（秋冬学期）
- 商法導入A（春夏学期）
- 商法導入B（秋冬学期）
- 民事訴訟法導入A（春夏学期）
- 民事訴訟法導入B（秋冬学期）

【第2学年科目】

- 民法研究A（春夏学期）
- 民法研究B（春夏学期）
- 民法研究C（秋冬学期）
- 民法研究D（秋冬学期）
- 商法研究A（春夏学期）
- 商法研究B（秋冬学期）
- 商法研究C（秋冬学期）
- 民事訴訟法研究A（春夏学期）
- 民事訴訟法研究B（秋冬学期）

【第3学年科目】

- 民事法総合研究（春夏学期）
- 企業法総合研究（秋冬学期）
- 消費者法研究（春夏学期）
- 経済法研究（春夏学期）
- 中小企業法研究（秋冬学期）

- 知的財産法研究（秋冬学期）
- 金融取引法研究（秋冬学期）
- 電子商取引法研究（秋冬学期）
- 国際私法研究（春夏学期）
- 国際取引法研究（秋冬学期）
- 労働法研究（秋冬学期）
- 社会保障法研究（秋冬学期）
- 民事裁判演習（春夏学期）

民法法科目では、第1学年科目に法学未修者向けの基本科目すなわち民法、商法および民事訴訟法を置き、民法法の基礎を学習してもらう。主に講義形式で授業を行う。すべて必修科目である。第2学年においても、民法、商法および民事訴訟法を学習するが、ここでは、第1学年または学部で学んだことを実践で役立てるべく応用力を養う。ケース・メソッド、プロブレムメソッドを用い、主に対話形式で授業を行う。民法研究Dおよび商法研究Cは選択科目であるが、その他はすべて必修科目である。第3学年科目では、第2学年までに修得した学力をさらに発展させる科目を置く。選択科目として、より専門化・高度化した内容の科目を置き、学生の必要性・興味にあわせた選択が可能となり、ここで自分の得意分野を見つけることもできよう。また、民事法総合研究、企業法総合研究および民事裁判演習は、これまで単独で学んできた民法、商法および民事訴訟法をあわせて研究し、統一のかつ実践的な理解を図る。民法法科目の集大成的な役割を果たす。

D-3 科目内容

(1) 1 学年配当科目

ここでは、学部において民法、商法および民事訴訟法を学習していないか、または学習が不十分な学生に対して、民法、商法および民事訴訟法に関する基礎的な能力を身に付けることを目的とする。授業形態としては、基礎的なところは講義するが、学部と異なり双方向的な授業スタイルをとる。授業内容は、すべての授業において、主に体系的に基礎理論を修得できるよう心がける。また、体系的ながらも、具体的な事例を多く用いることによって、実践的な理解も深めてもらい、第2学年の研究科目への架橋的な役割を果たす授業とする。また、授業の際には、教員から課題（基本的文献の講読など）が出され、学生は予習・復習が必要となる。テキストは、教員作成のもの、ないしは民法、商法および民事訴訟法を体系的に理解するために、一般的に定評のある教科書を使う。成績は、出席、報告、レポート提出などにより評価する。

民法導入A～D

民法導入は、AからDの4コマからなり、民法導入Aでは契約法、民法導入Bでは不法行為法、民法導入Cでは物権法、民法導入Dでは金融法を扱う。それぞれの具体的な内容は次のようになる。民法導入Aでは、契約の成立、無効と取消、代理、債務の履行、同時履行の抗弁権、受領遅滞、時効などを、民法導入Bでは不当利得、財産的損害賠償、人身損害賠償、特定の救済を、民法導入Cでは物権的請求権、物権変動、不動産登記、所有権・占有権などを、民法導入Dでは責任財産の保全、債権譲渡、相殺、保証、連帯債務、抵当権などを扱う。

商法導入A, B

授業内容は、商法導入Aでは商法総則・商行為法および手形小切手法を、商法導入Bでは会社法を扱う。具体的には、商法導入Aでは、商人間の売買、商業使用人、仲介業、運送営業、手形小切手の振出、裏書、支払などを、商法導入Bでは、会社の機関、株式の取引、資金調達、会社の合併・分割などを扱う。

民事訴訟法導入A, B

授業内容は、民事訴訟法導入Aでは判決手続概要を、民事訴訟法導入Bでは判決手続論点を扱う。具体的には、民事訴訟法導入Aでは、民事訴訟法総論、当事者・裁判所、訴え・訴訟物、審理、証拠、訴訟の終了、上訴・再審などを、民事訴訟法導入Bでは、それぞれの論点を個別に扱う。

(2) 2学年配当科目

ここでは、導入科目ないし学部で身につけた基礎的な能力を実践に向けて応用させる能力を養う。授業形態としては、双方向的な授業スタイルをとるが、導入とは異なり、より学生の主体的な授業への参加が要求される。教員は学生の研究に対してあくまでも補佐的な役割を勤めるものとし、すなわち、教えるのではなく、考えさせそして解決を引き出させるよう学生を補佐する。授業は、事例研究を中心とし、実践的教育を行うが、現行実務の修得のみならず、実務批判の視点を持つことも必要とされる。すなわち、理論的な実務教育ないし実務的な理論教育を行うことで、理論と実務を架橋し批判的に学ぶことが必要である。テキストは、教員が作成した事例研究に必要なものを使用する。また、法律実務に必要な実際の契約書や訴状なども教材として使用する。成績は、出席、報告、レポート提出などにより評価する。

民法研究A～D

民法研究は、AからDの4コマからなり、それぞれの内容は特に定まっていない。それぞれにおいて民法全体を対象とする。よって、契約法、物権法、金融法、不法行為法のみならず、親族・相続法も含まれる。全体を対象とするのは、民法上の問題は実際には個別に発生することとはほとんどなく、これらの領域を横断的かつ複合的に生じるものであり、さらに、そもそも当該事例が、例えば契約法の問題であるのか不法行為法の問題であるのか、またその双方が問題となるのかを見分ける能力もまた必要となるからである。そこで実際の問題にそくして事例を取り上げ、そこにはどのような問題が生じているのか（問題点の抽出）、その問題点の分析、問題解決に向けた資料の収集（同様の事件の先例などにあたる）を経て、問題解決方法の発見を目指す。民法研究は、AからDへと複雑かつ難しい内容へと移行していく（ただし、民法研究Dは選択科目である）。

商法研究A～C

授業内容は、商法研究Aでは商法総則・商行為法および手形小切手法を、商法研究Bでは会社法を扱う。具体的には、商法導入Aでは、商人間の売買、商業使用人、仲介業、運送営業、手形小切手の振出、裏書、支払などを、商法導入Bでは、会社の機関、株式の取引、資金調達、会社の合併・分割などを扱う。商法研究Cでは、範囲を特定しないで、商法全体の高度な研究を行う。商取引や手形取引と会社法が交錯する問題などを扱う。複雑な事例を用いて、問題点の抽出から、その分析、資料の収集、問題解決方法の発見にいたるまでを目指す。

民事訴訟法研究A, B

授業内容は、民事訴訟法研究Aでは判決手続を、民事訴訟法研究Bは民

事執行法および倒産法を扱う。具体的に、民事訴訟法研究Aでは、民事訴訟法総論、当事者・裁判所、訴え・訴訟物、審理、証拠、訴訟の終了、上訴・再審などを、民事訴訟法研究Bでは、民事保全法、民事執行法、倒産法（破産法・民事再生法・消費者倒産など）を扱う。ここでは、理論研究または事例研究にとどまらず、実務的な要素を多く取り入れる。例えば、証拠の収集において、証拠が誤っているのではないか、もっと異なる証拠があるのではないか、という訓練や、生の事実関係から要件事実を引き出す訓練をも同時に行っていく。

(3) 3学年配当科目

ここでは、選択科目として、より専門化・高度化した内容の授業を開講する。授業内容は、主に事例研究であるが、初めて学ぶ授業もあるため、ある程度は教員が講義を行うこともある。授業形態は、他の研究科目と同様に、双方向的な授業スタイルをとり、より学生の主体的な授業への参加が要求される。

また、民事法総合研究、企業法総合研究および民事裁判演習は、民法、商法および民事訴訟法の統一かつ実践的な理解を図る。そのため、授業形態としては、ほとんど学生主導型となる。生の事実に基づいて、学生に問題点の発見からその解決まで行わせる。教員はそれをサポートするにすぎない。

民事法総合研究・企業法総合研究

民事法総合研究は、実体法たる民法と手続法たる民事訴訟法を融合した授業であり、企業法総合研究は、企業に関する実体法（商法）と手続法たる民事訴訟法を融合した授業である。ここでは、実体法的な問題の処理から、要件事実の把握、立証責任の分配の理解、証拠の収集、紛争解決の方

法の選択（訴訟によらない場合も含む）、訴訟上の解決に至るまで、総合的に研究することを目的とする。教材に「生の事実」を用いて、学生主導で解決までの過程を踏ませる。場合によっては、学生が、請求する側（原告）と請求される側（被告）に分かれてそれぞれの立場で、考察させる必要もあろう。

消費者法研究

近時、消費者契約法の制定を経て、消費者立法が充実してきたといえる。しかし、消費者取引におけるトラブルは増加するばかりである。日本経済を支えるのは終局的には消費者であり、消費者レベルでの取引の安全は必要である。消費者保護の観点から、生の事実を用いて、消費者問題の法的解決を目指す。加えて、予防法学的に、消費者に対しては、自己責任の原則を理解してもらい、最低限の知識を身に付けてもらうべく指導をすることも必要となろう。授業の具体的内容としては、消費者法総論、消費者契約、消費者信用、金融商品取引、製造物責任などを扱う。

経済法研究

経済法は、主に市場をかなりの割合で占拠している大企業を規制するものであるが、それにより保護されるべきは中小企業・消費者である。規制を受ける大企業の立場と保護されるべき中小企業・消費者の立場の双方から、経済法を研究する必要がある。授業内容としては、主に独占禁止法を扱うが、具体的には、独占禁止法総論、私的独占・企業結合、カルテル・事業者団体、不公正な取引方法、知的財産権と独占禁止法、政府規制などを扱う。

中小企業法研究

この授業は企業の中でも中小企業に特化した法律問題を扱うことを目的としたものである。近畿大学がある「まち」には、中小企業が多く存在することから、この授業は、近畿大学法科大学院の理念でもある、「まちの臨床法律家」の養成を目指す一環として設けられた。その内容としては、商法研究B（会社法）ではあまり扱わない有限会社および小規模株式会社の組織上および取引法上の法律問題を扱う。具体的には、中小企業組織および取引の実態把握の後、事例研究を行うが、最終的には、実際に中小企業に対する法律相談を行う予定であり、地域貢献を果たしたい。実態把握の結果、例えばほとんどの中小企業は株主総会（有限会社であれば社員総会）や取締役会を全く開いていないという状況などから、現在のわが国の会社法を見直すことも提言してもらいたい。

知的財産法研究

知的財産法に関する訴訟上の紛争を扱うが、のみならず中小企業の中に眠っている隠れたノウ・ハウや、いまだマニュアル化されていない知識を掘り起こし、それを法的に保護された領域へと転換するという知的所有権関連の支援もできるようにしたい。具体的には、知的財産法総論、特許法・実用新案法、著作権法、商標法・不正競争防止法などを扱う。

金融取引法研究

金融取引とは一般に企業や家計による資金調達を意味し、それらに対する資金の融通をつかさどるのが銀行などの金融機関である。ここでは、まず、金融機関における取引および金融市場のメカニズムを理解してもらい、これを踏まえた上で事例を用いて実際の法律問題を扱う。また、近時の金融機関の破綻および金融システム改革についても言及する。具体的に

は、預金取引、貸付取引、貸付金の管理と回収、信託取引などを扱う。

電子商取引法研究

有価証券を必要としない貿易取引すなわち貿易取引の電子化から売主の顔が見えないインターネットによる消費者取引にいたるまで、広く電子商取引は現代社会において浸透している。これらの立法は不完全であり（「電子署名及び認証業務に関する法律」は制定されているが）、定着した法的処理方法は存在していない。しかし、さらに取引形態は進化し電子的取引の利用は増加し続けるため、紛争は今後ますます発生することが予想される。この現代的な問題をいち早く取り上げ、これらの紛争を処理する能力を学生に身に付けてもらうのがこの授業の目的である。ここではさまざまな形態の電子商取引の実態を把握することからはじめ、予想される問題の予防策を講じること、および実際の紛争処理方法を学んでほしい。具体的には、貿易取引の電子化、電子金融取引（電子マネーを含む）、インターネット取引などを扱う。

国際私法研究

現代において、私法上国際的な紛争はレア・ケースとはいえ、法曹としては、一般に国際私法の基礎理論を身に付けておく必要がある。さらに、国際的に活躍する法曹を目指す学生にとっては、必須科目となる。主に事例研究を行うことになるが、現在の国際私法における動向（ハーグ国際私法会議における立法動向など）についても適宜扱うこととする。ここでは、国際取引法を別の科目として設置してあるので、それを除く国際私法分野を扱うことになる。具体的には、国際私法総論、国際財産法、国際家族法・国籍法などを扱う。

国際取引法研究

国際商取引（貿易取引）、外国親会社または子会社、国際的結合企業・企業提携など国際取引法が扱う分野は多く複雑でかつ規模が大きい。わが国の法曹が、外国の法曹に比べて、涉外取引に弱いといわれて久しい。わが国の企業が国際的な競争力を身につけるうえでも、わが国の法曹が頼れる存在でなければならない。そこで、国際取引法を独立した科目として設置した。ここでは、理論および事例の研究を踏まえた上で実務を学び、さらには具体的に契約書を作成するにいたるまで即戦力を身につけることを目的とする。国際私法と同様、国際的に活躍する法曹を目指す学生にとっては、必須科目となる。具体的な授業内容としては、国際売買契約（FOB 売買と CIF 売買）、国際的支払、国際的運送・保険契約、工場施設建設契約（プラント輸出契約）、国際企業組織（外国親会社・子会社および国際的結合企業・企業提携）、独占禁止法の域外適用、国際民事紛争・解決方法などを扱う。

労働法研究

近時問題となっている事例を中心に取り上げ、研究する。ここでは、抽象的に過ぎる学説論議等に拘泥することなく、実際の状況を把握した上で、労使間の公平・妥当な解決をすることができる法的思考能力を養う。具体的な内容としては、現在の労働法における重要なテーマである、不況によるリストラ解雇を中心に、配転・出向などの問題、新たに導入された労働契約承継法、セクシャル・ハラスメント、その他の個別的労働関係法上の諸問題、労働市場法、また必要に応じて労働組合法の問題を扱う。

社会保障法研究

不況かつ少子・高齢社会である現在では、雇用崩壊と社会保障、高齢者

の介護保険、確定拠出型年金の導入を含む年金問題、社会福祉の基礎構造改革など、社会保障法の果たすべき役割はますます大きくなったといえる。この授業では、事例研究のみならず、現在の制度の実態把握に力を入れ、さらに立法の動向を探る。社会保障の問題に対して、実際の紛争解決をする能力を身に付けるだけでなく、現行の問題点を取り上げ、自ら改善提案をすることができるようになってほしい。具体的な授業内容としては、社会保障法総論、社会保険（医療、年金、介護保険）、公的扶助、社会福祉（高齢者、児童、障害者）などを扱う。

民事裁判演習

民法、商法またはその双方に関する「生の事実」を扱い、民事裁判手続にしたがって、すでに学んだ訴訟法の知識を利用し、訴状・答弁書などの関係書類を作成しながら、手続きを進めるというシミュレーション（模擬裁判）を行う。学生がそれぞれ、裁判官、原告（代理人）および被告（代理人）となってその役割を果たす。実体法、訴訟法および訴訟実務がどのように関係しているのかを具体的に体験してもらおう。理論と実務の結合を図るとともに、民事法の集大成となる授業である。実務家による指導を予定している。

付録E 刑事法関連科目カリキュラムの概要

E-1 法科大学院理念と刑事法教育の課題

「人に愛され、信頼され、尊敬される人の育成」を建学の理念に掲げる近畿大学に設置される法科大学院が、この理念を具体化する教育内容を追求することは当然であり、刑事法教育もまたこの例外ではない（前述の地域的特性もその教育内容の策定にさいして検討されなくてはならないことも

当然である)。近畿大学法科大学院を構想するにあたって、われわれはそこでの刑事法教育を、以下に掲げる中間目標を据えたうえで、究極的には刑事裁判の再生にむけて構築することを試みた。

第一の目標は、刑事裁判の眞の意義・精神を理解した法曹の育成である。昨今、刑事裁判の危機がさまざまな方面から叫ばれていることは周知のとおりである。その要因としてさまざまな問題状況がこれまでに指摘されてきた——国民の法意識から乖離した法曹（とりわけ裁判官）、少ない刑事弁護士、警察権限の肥大化、現代型犯罪への対応の遅れ、刑事手続からの被害者の実質的排除などこれらは枚挙にいとまがない。いずれも看過できない、極めて深刻な問題状況であるというべきであろうが、それらの中でとりわけ刑事弁護士の不足をここで指摘しておきたい。手間がかかる、報酬が見こめない、「勝訴」の見こみが低いなどの理由から弁護士には刑事裁判に出向く意欲を持たない者が少なくないといわれる。弁護士会もこの状況を憂慮して当番弁護士制度を各単位弁護士会ごとに発足させるなど、刑事弁護の活性化に取り組んでいることはたしかに知られているが、同時に一部の弁護士に過剰な負担を強いることも懸念されているところである。このような状況は、一に刑事裁判の理念・精神あるいは意義を弁護士が完全に理解しきれていないこと、およびそのような弁護士しか現在の法曹養成システムが実質的に養成できないことの必然的な帰結ではなかろうか。今後、人のいたみを知り、それを癒すことのできる弁護士が求められるのである（正確に言えば、そのような法曹が要求される）。そうであるならば、きたるべき法科大学院における刑事法教育とは、刑事裁判の意義・理念を眞に理解した法曹（とりわけ弁護士）の育成に向けられたものでなくてはならないであろう。

第二の目標は、未知／未学習の案件に対処できるスキルの養成である。これは刑事法分野にかぎらず全法分野のめざす目標であろうけれども、刑

事司法にあっては、その基幹原則を定める刑法典が制定後まもなく1世紀を迎えるという状況にあり、制定当初に予想もしなかった種類の犯罪に対応することが極めて困難である。また経済犯罪をはじめとした特別刑法領域はそれまでの刑事法教育が想定してこなかった問題を抱えもつ事件が少なくない。これらに対応するためには、豊富でかつ精練されたケース・メソッド、プロブレム・メソッドによる教育を施すことによって、そのような未知の問題に対処する能力を培うことが必要となるであろう。

第三の目標は、被害者を含めた犯罪関係者の受けた傷の癒しである。いうまでもなく刑事手続は行為者を刑法的に裁く裁判過程である。裁判関係者の視線はあくまで行為者その人に注がれなくてはならない。これにたいして昨今、被害者の手続参加の必要が強く叫ばれていることは周知のとおりである。このことをわれわれは否定するものではない。むしろ刑事訴訟法の改正を受け入れ、忘れられかけていた被害者を刑事裁判に映し出すことにむけて刑事司法を構築することがひいては刑事裁判の再生につながると思う。しかし、被害者にたいする視線が行為者にたいするそれを妨げることがあってはならない。刑事裁判はまず公正でなくてはならず、そのためには「行為者を裁くということ」を最前線に据えた刑事手続の構成が重要なのである。犯罪はそれにかかわった者すべてに傷を与える。被害者が傷ついたのと同様、行為者も傷を受け、彼らを包みこむ法共同体の機能もまた何か損なわれるであろう。この三者すべての傷を癒されてこそ、真の犯罪克服が実現しよう。われわれはそのような刑事裁判の実現にむけて法科大学院における刑事法教育が実施されるべきであると思うのである。

おそらく近畿大学法科大学院の背骨となるべき教育理念であろう「まちの臨床法律家」概念はこれらに矛盾するものではなく、むしろ一致して今後の刑事裁判の再生の一翼を担うだけのポテンシャルティをもつものと考え

えられる。このような「まちの臨床法律家」の育成および近畿大学の置かれている地域的特性をふまえて、本学法科大学院の刑事法教育は具体的に以下の方向づけのもとで実施されるべきである。

(1) 地域特化

a 地域住民

現在のわが国は法化社会であるといわれる。われわれの行動の多くは合法／不法に二項化され、国民は常に処罰への入り口に足を踏み入れようとしている。このような状況で、法科大学院における刑事法教育は何を指向すべきであるのか。むろんかつてのように処罰する権力と処罰される庶民（あるいは支配する者と支配される者）の二項対立で構成すべきでないことは言を俟たない。目指すべきは地域住民の規範意識の覚醒であり、また不幸にして処罰されることとなった者の再社会化の支援、そしてなによりも犯罪に関係した者（被害者、行為者あるいは彼らの関係者）の癒しでなくてはならないであろう。

そして地域の特性を組み入れた刑事司法の開拓も——むろん多くの困難が予想されるにしても——模索されるべきである。たしかに刑事法は中央集権的色彩が非常に濃く（このことは刑事裁判が国を代表する検察官の起訴によって開始され、同じく国の立場から（しかも私人から報復の権利を強権的に奪取して）裁判官が終了させることで容易に際立たせることができよう）、これを地域に特化することは不適切な側面をもつことになるであろうけれども、次に述べるような、中小／個人企業への視線の確保とおしてある程度の地域化は可能であるし、地域特有の犯罪傾向に対処できるスキルを開発することも刑事裁判の再生に有意義であるといえるのではなからうか。

b 地域企業

しかし地域社会は住民だけで構成されるのではない。特に近畿大学の置かれた東大阪地域は中小企業やいわゆる町工場が密集する地域であり、これらへの顧慮を欠いて地域社会とのコラボレーションを語ることはできないであろう。

国民にかぶせられた法の網はこれらの地域企業においても同様である、むしろより深刻であるかもしれない。大企業のように独自の法務部を置いて法的に生き残りを図るだけの余裕を持たない、これらの企業は、しばしば独自のしかも独善的な判断で不法を選択し、処罰へと運ばれていくであろう。このような状況はしかし弁護士を適正に配置することならびにマネジメントあるいはガバナンスへの広い学識を持つ弁護士を養成することで容易に解消されうるのである。

そのために、将来の法的リスク回避および現実の法的コンフリクト解決のための刑事法的な枠組を提示できることが近畿大学法科大学院における刑事法教育の目標である。

c 地域公共サービス

地域住民、地域企業とならび法曹教育の地域化の第三の方向として地域公共サービスを挙げておこう。地域公共サービスと刑事法の交錯面はこれまで公務員腐敗への取りくみを中心に形づくられてきたが、ここではより積極的に考えなくてはならない。行政サービスの拡大にともない、刑事政策へのその浸透もめざましいのであり、受刑者／非行少年の更生保護、被害者援助といった犯罪にたいする事後的処理にくわえて（付言すれば近時の刑事手続改定や立法論的提言に示されているような修復的司法の枠組を本格的に導入するとき、大量の行政リソースが使い尽くされることとなるであろう）、警察の福祉的機能の拡充などに象徴されるような犯罪の事前的予防にも行政リソースが投入されている。これらへの積極的支援もまた

われわれの視座に収められるべきである。われわれの法科大学院の使命を法曹とりわけ法廷弁護士の養成のみならず企業法務に携わる弁護士あるいは行政法務担当者の養成にまで拡大する見地をとった場合、このことはより明確に打ちだされなくてはならない。むろん行政の拡大とともにそれに帰属する者が犯罪をあえて選択する機会も増すであろうから、従来型の公務員腐敗や政治腐敗にたいする刑事法的処理への取り組みも重要であることはいうまでもない。

(2) 国際化

古くは国際人権規約B規約の策定に始まり、国際共助の枠組の確立や国際刑事裁判所の設立などを経て（刑事）司法の国際化の要請はいよいよ増す一方であり、グローバルな見識をもつ法曹が今後の刑事手続において求められることは容易に予測しうるところである。このことをふまえ、近畿大学法科大学院も当然、刑事司法の国際化を視野に入れて教育内容を定めなくてはならない。

そのさい、ともすればこれまでの学理中心の大学院教育が担ってきたような、単に外国刑事司法の紹介・分析・輸入だけに終始してはならないことに留意すべきである。外国刑事司法、特にそれを支える基本理念を理解することによって、外国との交流を円滑に行なうことを支援する方向が特に探られるべきであろう。また大阪南東部は定住外国人の比率が高いとされることから、彼らへの刑事司法的な援助の可能性も模索されなくてはならないであろう（司法福祉的断面）。

E-2 刑事法科目一覧

刑事法分野から提案する科目群は以下のとおりである（各科目の詳細は項を改めて述べる）。

一見して分かるように、非常にオーソドックスな科目構成となっている。検討段階では刑法総論と刑法各論を融合した科目をスパイラル的に深化する案、刑事实体法と刑事手続法を融合した科目を用意する案、刑事訴訟法を捜査・公判・証拠・事実認定に分化させる案などが示されたものの、民事法分野との調整、教育リソース（時間・人材など）の制約などから最終的に以下のように確定したのである。しかし具体的な授業内容を精練することによって上述の教育理念は達成されるものと考える。

【第1学年科目】

- 刑法導入A（春夏学期）
- 刑法導入B（秋冬学期）
- 刑事訴訟法導入（秋冬学期）

【第2学年科目】

- 刑法研究A（春夏学期）
- 刑法研究B（秋冬学期）
- 刑事訴訟法研究（春夏学期）

【第3学年科目】

- 刑事法総合研究（春夏学期）
- 刑事政策研究（春夏学期）
- 刑事裁判演習（秋冬学期）
- 司法福祉論（秋冬学期）

※ すべての科目が1学期完結の Semester 制で開講され、履修者には該2単位が付与される。

E-3 学年配当の基本的指向

近畿大学法科大学院は3年制を原則とし、入学試験において法学既修者として認定された者について2年制を採用した。このことをふまえて刑事

法科目群は次のように各学年に配当された。

第1学年配当科目は、法学未修者を対象に、刑法・刑事訴訟法の基礎の修得に特化された科目が配置され、原則として講義形態で授業される。第2学年配当科目は、刑事法既修者を対象に、刑法・刑事訴訟法の実際理解を目標として各科目が用意され、原則として対話形態で授業される。演習が中心であるが、ソクラテス・メソッドを取り入れた講義もありえよう。なお実際理解のためにはケース・メソッドやプロブレム・メソッドを積極的に導入する必要がある。第3学年配当科目は、刑事法の実際適用を理解した者を対象に、刑事司法の実践的理解を目標とする。したがって刑事法と諸法の複合科目や刑事法と隣接諸科学の学際科目なども含むほか、エクスターンシップやリーガル・クリニック、プロ・ボノ活動などをとおして刑事司法の実践を体験することも必要であろう。

E-4 科目内容

(1) 1学年配当科目

刑法・刑事訴訟法初修者を対象に、刑事二法の基礎を教授する科目である。講義の性格上、原則として講義形式で授業されることになるであろうが、必要に応じて対話形式も取り入れることが求められよう。

a 刑法導入（1年春夏・秋冬学期）

刑事実体法＝主に刑法の基礎を講義する科目として、刑法導入A・Bを開講する。A・Bの性格については、既述のとおり総論・各論の融合された深化プログラムも検討されたが、とりあえずAで総論、Bで各論を担当することとした。しかし実際の講義の状況、学生の意欲などによっては、将来の再検討を要するところであろう。

いずれの科目も講義形式であるが、学部での講義といくぶん異なり、理論（学説・判例）の教授だけではなく、2学年次に開講される実際的科目

群を修得するに足りる応用力を培えるように、理論とその応用に重点を置き、演繹的考察力を養成するものとする。そのさい論点中心で進めるか、体系中心に考えるかは困難な問題である。ここでは、折衷的に体系内部の論点を切り出す方向を示したが確定的ではないことをご理解いただきたい。

以下に、各科目で取り扱われるべきであろう重点項目を掲げる。

刑法導入A（1年春夏学期）

刑法の基本原則
客観的帰属
故意と過失
構成要件の錯誤
不作為犯
正当防衛
緊急避難
責任能力
原因において自由な行為
違法性の錯誤
未遂
共犯総論
共同正犯
間接正犯
教唆・幫助
罪数
量刑

刑法導入B（1年秋冬学期）

生命法益にたいする罪
殺人罪
臨死介助
胚・胎児の刑法的保護
身体法益にたいする罪
傷害罪
業務上過失致死傷罪
財産法益にたいする罪
窃盜罪
強盜罪
詐欺・恐喝罪
自由・名譽・信用法益にたいする罪
社会的法益にたいする罪
放火罪
各種偽造の罪
公務員犯罪
国家的法益にたいする罪
公務執行妨害罪
犯人蔵匿罪

b 刑事訴訟法導入（1年秋冬学期）

刑事手続法＝主に刑事訴訟法の基礎を講義する科目として、刑事訴訟法導入を開講する。刑事手続の概要を教授するとともに、そこでの争点を浮き彫りにすることで、2学年次の刑事訴訟法研究への架橋的役割を担うものである。

以下に、各科目で取り扱われるべきであろう重点項目を掲げる。

捜査	証拠
端緒	挙証責任
捜査の実行	自白
任意捜査	伝聞法則
強制捜査	調書
公訴	科学的証拠
起訴便宜主義	判決
訴因制度	既判力
起訴状一本主義	一事不再理効
不当な起訴裁量の抑制	上訴
公判	再審
訴因変更制度	

(2) 2学年配当科目

刑法・刑事訴訟法の基礎既修者を対象に、刑事二法の実際的適用を検討する科目である。1学年配当科目と異なり、原則として対話授業であり、教材もケース・メソッド、プロブレム・メソッドを強く意識した独自の教材を用意する必要がある。

ここではいわゆるソクラテス・メソッドを積極的に取り入れた授業を想定しており、受講者は十分な予習のうえで授業に臨み、教員とのディベ-

トをこなすことが求められる。

授業内容も理論の教授ではなく、具体的事案の妥当な解決を探る過程で理論を検証し必要に応じて新たに構築することを中心に据えることとなる。帰納的推察力を高め、実務家として将来遭遇する、どのような事件でも的確に対応できるための基礎的な資質を育成することが、この科目群の本来的な最終目標である。

a 刑法研究（2年春夏・秋冬学期）

ここでは導入科目群と異なり、A・Bともに総論・各論の融合された論点を扱う。事例中心主義で授業するとき、総論と各論の問題を併せて考察することがより生産的であると考えられるからである。刑法研究A・B間に種類の差異は設けないが、Bでより深化した内容を扱うスパイラル形式を採用のものとする（たとえば総論上の帰結が各論に影響を及ぼす事案、あるいは各論の議論が総論を規定／修正する事案など）。

なお、刑法研究Aおよび刑訴法研究が春夏学期で終了することから、刑法研究Bを刑事実体法と刑事手続法の融合領域として開講することも不可能ではないであろう。その場合、刑法研究Bは3学年次に開講される刑事法総合研究への架橋的役割を期待される。

たとえば、次のような緊急救助事案一つからも検討されるべき課題は多く抽出されよう。

「アルバニアからの留学生 X は、通っている空手教室のコンパに出席した。そのさいウォッカを大量に飲酒したのち、道場仲間のイギリス人が「これはやばい薬だけど税関にバレずにすんだ」と自慢した白い粉を、覚せい剤か LSD ではないかと思いながら、酔った勢いで、酒に溶かして一気に飲んだところ気分が悪くなった。そこで X は、酔いをさますために飲み屋を出て夜道を散歩していたところ、女性の悲鳴が聞こえたために、声の聞こえてきた方向を見た。すると一見東南ア

ジア人風の女性A子が男性Bにからまれているように見えたので、現場に駆けつけた。BがA子の手首を掴んで離さず、さらにA子にキスを無理強いしているように映ったXは、このままではA子が危険であると考え、とっさに手拳でBを殴りつけ、さらに倒れたBにたいして数回にわたり蹴りを入れた。このためBは内臓破裂にともなうショック死で搬送中に死亡した。A子はフィリピンから出稼ぎにきており、当時、酩酊状態であったために、BはA子を介抱しているところであった。」

ありうる論点例

故意

誤想防衛

過剰防衛（手段的過剰，時間的過剰）

原因において自由な行為（完全酩酊状態であった場合）

キスと強制わいせつ罪の成否

未必の故意と殺意の認定

誤想過剰防衛における刑の裁量の減免

これら以外にもさまざまな論点が考えられる。一種のブレイン・ストーミング的な教育も試行されてよいかもしれない。

b 刑事訴訟法研究（2年春夏学期）

本研究では、捜査・起訴・公判・証拠・判決・上訴・再審といった刑事手続の中で争点とされる諸問題を事案に即して検討する。刑事訴訟法の既修者を対象にしていることから、各論点を網羅的に検討する必要はおそらくないであろう。特に、法改正、近時実務的に問題とされている論点、最近の最高裁判例で扱われた論点などを中心に、刑事訴訟法の本質と密接に関連する論点をまじえて授業を進めることが重要であると思われる。

そのような論点として、たとえば次のようなものを挙げられるであろう。

捜査	公判
令状主義	裁判所の構成
黙秘権	訴因変更制度
取調べ	被害者の公判参加
对人的強制処分	証拠
別件逮捕	挙証責任と推定
接見交通	違法収集証拠排除法則
対物的強制処分	自白法則
組織犯罪対策法関係	伝聞法則
公訴提起	判決
訴追制度	既判力と一事不再理効
訴追裁量の抑制	再審
訴因制度	

なお、aで触れたように、秋冬学期の刑法研究Bを刑事実体法と刑事手続法の融合領域として構成する場合、この刑事訴訟法研究の範囲を狭めて（たとえば捜査と証拠）、その他の論点を刑法研究Bで取り扱うというような方針転換もありうる。

(3) 3学年配当科目

刑事実体法・手続法の論点を理解し、具体的事案を解決する能力を具えた者を対象に、刑事法の実践を促すとともに支援する科目群である。2学年配当科目と同様、原則として対話授業であり、ケース・メソッド、プロブレム・メソッド、ソクラテス・メソッドなどを効果的に用いながら授業

を進めることとなるが、これらに加えて、実務をシミュレートする授業やエクスターンシップなどの実務体験も必要となる。学際科目、発展科目の一部では講義形式による授業がより生産的であることも考えられようが、その場合であってもディベートによる対話教育が求められることに変わらない。

いずれにせよ1学年で基礎を、2学年で応用を学び、3学年で刑事法を実践することによって初めて刑事裁判に真摯に向かいあうことのできる法曹を養成することがめざされなくてはならないのである。

3学年配当科目のいま一つの目標は、密に編まれた法の網に対応できる能力を育成することである。ともすれば特別刑法という枠組でくくられて紹介されるだけであった、周辺領域や学際分野を積極的に授業に組みこみ、未知/未体験の問題に遭遇したとしてもこれを独自に解決できるだけの洞察力を有することが、今後ますます求められると思われることを考慮して、単に刑事法分野だけで科目を構成するのではなく、他分野あるいは他学部/他大学院とのコラボレーションにおいて、複合/学際科目を用意する必要があるだろう。

a 刑事法総合研究（3年春夏学期）

刑事実体法と刑事手続法の理論およびその応用・適用は、事実上この刑事法総合研究によって完結される。ここでは、刑法と刑訴法の交錯領域をケース・メソッド、プロブレム・メソッドを用いて重点的に取り上げるほか、これまでの大学/大学院の授業では等閑にされてきた事実認定論についても積極的に言及されるべきである。事実認定は刑事裁判の論理構造の大前提であり、この能力を培ってこそ、真に国民の信頼に応えられる法曹の育成、ひいては刑事裁判の輝ける再生が全うされると考えるからである（また、上訴理由として法律適用の誤りがしばしば事実認定の誤りと同時に主張されるとの実務からの指摘もここでは示唆に富むように思われる）。

むしろ本格的な事実認定論は、法科大学院設立後もなお存続するとされる司法研修所において実施されるべきであるとの見解にわれわれも立脚するが、そのことは法科大学院における事実認定論教育と排他的関係にあるのではない。事実認定論の意義（法解釈論との関係、結合のしくみなど）・構造を法科大学院で理解してこそ、その後の実践的な事実認定修習も効果を発揮するというべきである。

さきに掲げた事例について考えると、次のような論点がここでさらに付加されよう。

殺意の認定	きる者がいなかった場合；警察・検察・裁判段階での通訳が同一人物であった場合
強制採尿（Xの挙動不審を訝った警察が覚せい剤中毒を疑った場合）	国際人権規約B規約と国内法の整合
当番弁護士制度（被疑者国選弁護士制度）	国際共助
接見交通	強制送還（滞留許可を超えての滞在であった場合）
挙証責任	量刑
法廷通訳（A子が日本語を話せず、A子のフィリピン方言を理解で	

b 刑事裁判演習（3年秋冬学期）

法廷教室を積極的に活用して、刑事裁判をシミュレートする、一種のロール・プレイング・プログラムである。受講者は状況に応じてあるいは無作為に、裁判官・検察官・弁護士の立場からいかように論証すべきかを求められたうえで、反対意見にたいする再反論を求められる。さらに別の立場における論証も要求されるかもしれない。この一連の流れの中で、刑事司法における実践力が高められ、全方位からの事案観察の訓練がなされるのである。

そのためにも教材はできるだけ生きた事件を選択し、教員も学生とともにロール・プレイングに参加することが必要であろう。

なお、別の実務科目が用意されている関係上、現時点では、現実の刑事裁判に参加し、生きた事実に触れるところまでは踏みこまない予定である。あくまで法廷教室内でヴァーチャル・コートを体験するところに留めるべきであると考えているが、将来に向けての再検討は開かれていなくてはならない。

c 複合・学際科目

標題の科目として刑事法分野から提案する科目は、刑事政策研究（3年春夏学期）と司法福祉論（3年秋冬学期）である（いずれもF-2で紹介）。むろん、これだけで充分であるとはわれわれも全く考えていない。むしろ、他分野で用意されるであろう多くの複合・学際科目とのコラボレーションが必要であり、それを欠いてはおよそ刑事法科目は完成されないというべきである。そうしたものとしてたとえば、消費者法研究、経済法研究、法と医療、企業統治論；租税法研究、情報法研究、環境法研究；英米法研究などを挙げることができよう。

付録F 学際科目

F-1 学際科目の位置づけ

学際的という用語は多義的であり、単に複数の法分野に言及するという意味で用いられることもあれば、性格の異なる複数の学問領域の横断的研究を要するという意義で参照されることもあるが、ここに挙げる学際科目は、法学内部で完結せず、隣接諸科学とのコラボレーションを必要とする科目群である。ただ、技術的な理由からすべての学際科目をここで紹介したわけではないことをあらかじめお断りしておく。

F-2 学際科目の教育内容

a 企業統治論（3年春夏学期）

周知のとおり、企業不祥事が多発し、企業倫理が衰退してしまったかのような現代において、企業そのものの理解および企業のあるべき姿の探求を行う。コーポレート・ガバナンスを中心とした論点を考察する。具体的には、コーポレート・ガバナンス総論、経済学とコーポレート・ガバナンス、経営学とコーポレート・ガバナンス、企業の社会貢献・社会的責任、労使関係とコーポレート・ガバナンス、従業員の経営参加、企業経営と行政監督、会社と役員の刑事責任、その他の企業戦略（M & A とその防御策）などを扱う。ここでは、商法の教員のみならず、刑法、行政法、労働法の教員による授業も行い、さらに経済学および経営学の講師も招いて授業をしてみよう。

b 法と医療（3年秋冬学期）

今や医療の現場で頻繁に法律問題が生じていることは、周知の事実である。さらに、医療の進化が生命を操る技術を発展させたが、これに対する法的なアプローチはまだまだ未熟といえる。ここでは、医療事故の問題から、安楽死、臓器移植およびクローン人間問題まで、幅広く、法曹が現実の紛争処理に必要な能力を養うとともに、「法と人間」「法と生命」といった問題を正面から考える機会を与える。具体的には、医療過誤、医師の説明義務、患者の自己決定権（インフォームド・コンセント）、安楽死・尊厳死、臓器移植、生殖医療・生命操作（人のクローニング）などを扱う。この授業では、まず医療の知識をも必要とすることから、医学部から講師を招いて授業をしてもらい、さらに、法的にはさまざまな分野において考察される必要があることから、法理学、民法、憲法および刑法などの教員が授業を行う。よって、この授業は、それぞれの専門の教員によるオムニバス形式の授業を予定している。

c 刑事政策研究（3年春夏学期）

複合・学際科目に位置づけられる刑事政策研究は、原則として講義形式で授業されることとなろうが、必要に応じてディベートを取りこんで行なうのが望ましい。その授業内容は、法科大学院の実務的指向もふまえて、また司法福祉論などで積極的に実務体験を取り入れることを考慮して、犯罪原因論には多くを割かず、犯罪予防・犯罪者処遇に重心を置いて、主に理論の教授を中心に講義計画を立てるべきであろう。行刑法・矯正理論、少年法などがその主たるメニューとなろうが、時代状況に応じて論点・重点を変更・修正するフレキシビリティも必要であろう。今日的にはたとえば被害者援助（VS）や修復的司法も授業で言及される必要を認められよう。

d 司法福祉論（3年秋冬学期）

司法福祉論もまた複合・学際科目であり、たとえば家事紛争解決支援をめぐっては民事法分野と刑事法分野のコラボレーションが必要となろう。刑事法分野ひとつをとっても、少年保護、児童福祉、更生保護、被害者援助、児童虐待、ドメスティック・バイオレンスなど、扱うべき現代的課題は数多くある。このほか社会学、心理学、教育学、医学などの知見を積極的に取り入れ、傷ついた者、弱者の保護と回復を追求する。このように司法と福祉の接合を可能なかぎり密接にしつつこれを体験することは、弁護士のみならず検察官・裁判官にとっても、必ずや有用・確固な礎を築くに違いない。

授業形式は演習と実習をまじえて行なうものとする。必要に応じて、前掲刑事政策などの関連科目とのコラボレーションもありうえよう。福祉分野で必須であるケース・ワークは、これまでの法学教育ではややもすると等閑にされてきたことを否めない。このことを反省して、司法福祉論では積極的にケース・ワークも授業の一環に取り込むものとする。もっともそ

のように構成すると、同じく実務科目であるリーガル・クリニック（基礎法分野で紹介）と重複するところが多くあると思われるので、棲み分けを可能とするように調整を図るべきであろう。